

R  
335.6  
To 12

東亞協同組合要覽  
第十輯  
東亞協同組合協會要覽  
同會編



\* 0026519000 \*

0026519-000

R335.6-To12ウ

東亞協同組合協會要覽

東亞協同組合協會

昭和18

ADF

923

159

東亞協同組合叢書第十輯

昭和十八年十月

# 東亞協同組合協會要覽

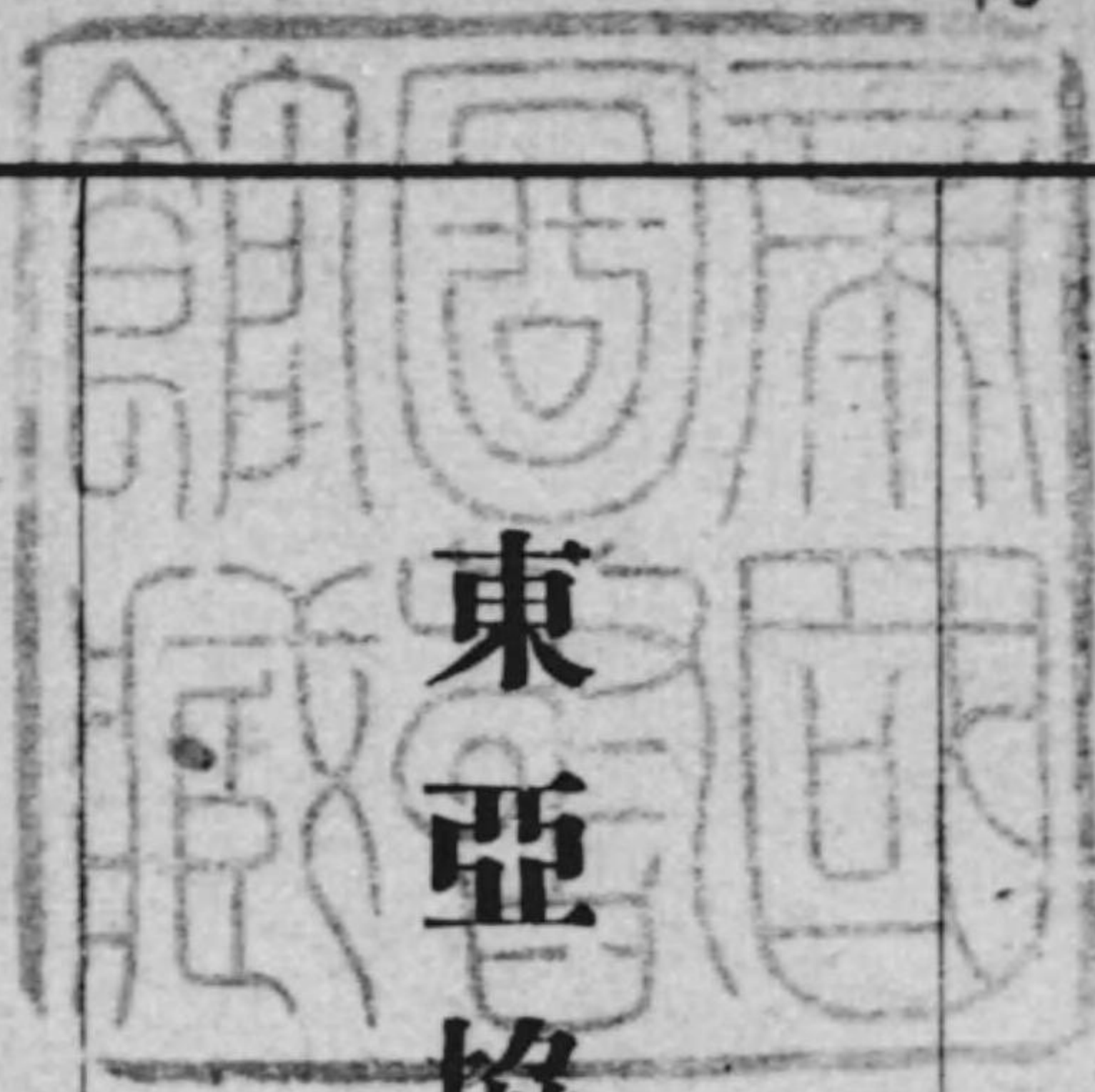
東亞協同組合協會

R  
335.6  
To 12

東亞協同組合叢書第十輯  
昭和十八年十月

東亞協同組合協會要覽

東亞協同組合協會



例言

一、本書は本會並會員團體の概要を摘記したに止まる。本會並會員團體及び其の系統團體等の詳細なる内容に付ては近く本會より刊行豫定の「東亞協同組合年報」(假稱)に依りて紹介する。

一、本會々員團體中産業組合中央會、全國購買販賣組合聯合會は昭和十八年九月施行の農業團體法に依り前者は中央農業會、後者は全國農業經濟會となつた。又産業組合中央金庫は同年同月施行の同金庫法の改正に依り農林中央金庫となつた。又全國漁業組合聯合會は同年同月施行の水産團體法に依り中央水産業會に、産業組合監査聯合會は同年同月改正施行の農業團體監査聯合會法に依り農業團體監査聯合會となつた。

以上の變化はあつても會員團體たるの關係は依然新團體に於て繼續せらるゝものとして一應本書では扱つた。

東亞協同組合協會要覽 目次

例言

一、東亞協同組合協會	一
二、會員團體	三
▲日本	
一、中央農業會	三
二、農林中央金庫	六
三、全國農業經濟會	四
四、農業團體監査聯合會	四
五、中央水産業會	四
六、大日本生絲販賣購買組合聯合會	五
七、全國産業組合製絲組合聯合會	五
八、朝鮮金融組合聯合會	五
九、臺灣産業組合聯合會	六

一〇、樺太産業組合協會…………… 四

一一、關東州金融組合聯合會…………… 六

一二、滿洲農業信用組合…………… 七

▲滿洲國

一、興農合作社中央會…………… 六

二、商工金融合作社…………… 三

三、滿洲國消費組合…………… 六

四、滿鐵生計組合…………… 七

五、滿洲拓植公社…………… 九

▲中華民國

一、華北合作事業總會…………… 四

二、中支合作社指導委員會…………… 七

三、市街地信用組合統制會…………… 一〇

三、全國消費組合協會…………… 一五

# 一、東亞協同組合協會

## 一、沿革

日本内地協同組合中央諸機關と、朝鮮、臺灣、樺太、關東州の諸外地並に滿洲國、中華民國に於ける協同組合中央機關相互間の聯絡提携の具體化は關係者にとつて共通の希望であり、多年の懸案であつた。この希望が關係者の熱意によつて結實し、その第一回が全日本産業組合懇談會として昭和九年四月二十四日鳥取市に開かれた。

農林、大藏兩省係官をはじめ内地産業組合中央諸機關、外地よりは朝鮮、臺灣、樺太、關東州より官民關係者が參集し組合情勢の報告交換があつて大いに今後の連絡について懇談した。次で第二回は昭和十年五月十七日長野市に開催、全日本協同組合懇談會として内外地の出席者により相互取引上の諸問題について懇談を遂げ、第三回は一年をおいて翌々年の昭和十二年四月二十六日名古屋

市に開催され、内外地關係官民が多數出席した他に滿洲國側より實業部、農業團體中央會、農事信用組合等の代表者が席をつらねた。この會同では外地組合活動の報告が熱心に検討された。翌十三年四月二十六日に東京市に第四回懇談會が開かれ朝鮮金融債券の内地餘猶資金による購入、臺灣、樺太等への全購聯家庭藥の直配問題等が組上に乗せられ話題はとみに本格的な問題に觸れて來る觀があつたが、この會合で朝鮮金融組合聯合會より「協同組合聯絡委員會規約」が提案され、常設聯絡機關としての「協議會」設置に意見が落着きこれが措置を産業組合中央會に一任した。

第五回は同十四年五月二日東京市に開催された。小平農林次官をはじめ内外地關係官廳、機關、團體の出席者等で盛會裡に懇談を重ね産業組合中央會の作成原案「東亞協同組合聯絡協議會規約」を附議し正式に可決し次回より本規約により開催することゝなつた。

昭和十五年五月一日奈良市に於て改組第一回の東亞協同組合聯絡協議會が開かれた。

農林、大藏、拓務各省、對滿事務局、朝鮮總督府、樺太、關東州兩廳、滿洲國産業部の各係官、内外地協同組合中央關係機關、各加盟團體代表者多數出席し、日本内外地、滿洲國相互間の協同組合の聯絡について協議は進められ、日滿華を包含する協會の設置、年報發行、人的交流、金融交流、米穀物資の交換策等の重要問題がつきつきに提起され、特に樺太産業組合の内地中央機關への

加入希望が出るなど回を重ねる毎に眞摯なる熱意は溢れるものがあつた。

なほ當時加盟團體は左の十六團體で中華民國側の参加は無かつた。

産組中央會、産組中央金庫、全國購聯、全國米穀販購聯、大日本生絲販購聯、全國産組製絲聯、大日本柑橋販購聯、産組監査聯、朝鮮金融組合聯、臺灣産組協會、樺太産組協會、滿洲國金融合作社聯、滿洲國官吏消費組合聯、滿洲國農業信用組合、金融會聯合會、農事合作社中央輔導部

第二回協議會は同年の九月二十二日朝鮮金融組合聯合會の斡旋により京城に於て開催、關係官民多數出席し各團體の活動狀況報告の外當面の諸問題について懇談を遂げたが、この協議會を單なる聯絡機關として年一回の會合だけに止めておくことを不満足とする意嚮が強く殊に事變の長期化につれて大東亞共榮圈建設の大理想が明かに掲げられた今日共榮圈内諸民族によつて進められてゐる協同組合活動の擴充こそ基礎的要請であるとして加盟團體聯絡強化の具體化が強調されてこれが對策を産組中央會と朝鮮金融組合聯合會に一任することゝし、次回大會を新京に開催、それまでに具體化することになつた。なほこの時滿洲國商工金融合作社中央會が新に加盟した。

京城における第二回連絡協議會終了の後産組中央會、朝鮮金融組合會では關係官廳並に關係各方面の意嚮を徴しつゝ共榮圈内協同組合の共同目標達成のため「協議會」の強化についての案を練つ

た。

四

かくて「東亞協同組合協議會」へ發展的改組の成案を得たので、新京に開催の豫定を變更して蕙風の昭和十六年五月十二日東京市に於て第一回年次大會を舉行するに至つた。

即ち同日東京、産業組合中央金庫講堂に開催せる第三回東亞協同聯絡協議會に於て「東亞協同組合協議會」を結成し「聯絡協議會」は發展的解消を遂げるに到つた。

同日これに引續き改組第一回の「東亞協同組合協議會年次大會」を同講堂に開催した。參會するもの官廳側より農林、大藏、拓務各省、興亞院、對滿事務局、外地各廳、滿洲國興農部、滿洲國大使館を始め大政翼賛會、東亞經濟懇談會其他友誼團體、内地産業組合中央諸機關、朝鮮、臺灣、樺太の外地協同組合機關代表、滿洲國合作者各機關代表、中華民國新民會中央總會代表者三百餘名に達した。

先づ大會に於ては新規約と之に伴ふ豫算、事業計畫等を決定し幹事團體、委員、幹事等の選任、事務局の開設等の措置をなし、日、滿、華三國協同組合の使命について夫々の決議を爲してその任務を闡明した。

第二回年次大會は昭和十七年九月七、八日の兩日建國十週年の慶祝行事に湧き返へる滿洲國新京

特別市ヤマトホテルに於て開催した。この日の出席者は日本内地は勿論、朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、華北各加盟團體代表者を始め、農林大臣、大藏大臣各代理、大政翼賛會、朝鮮、臺灣總督府各代表、滿洲國關東軍代表、興農部大臣、經濟部大臣、總務長官、協和會中央本部長、駐滿中華民國大使、華北政務委員會實業總署督辦各代理、其他三國關係官廳、會社、銀行、友誼團體代表者百二十餘名が出席し荷見本會委員議長の下に嚴肅にも盛大を極め、皇軍將士への感謝、建國十週年慶祝、大東亞戰爭完遂の三大決議、本會規約改正、加盟團體活動狀況報告、各協議事項の審議も極めて眞剣に終始し、武藤滿洲國弘報處長の講演にいやが上にも深き感銘を湧き立たせ二日間に亘る日程を滞りなく終了した。

しかして、同大會に於て本會規約の改正を見たがその主なる點は、會名「東亞協同組合協議會」を「東亞協同組合協會」と改稱し、役員たる委員を理事とし、委員長を會長に、新に常任理事を設けたこと他數ヶ所字句の改訂をみたが、いづれも三國協同組合運動の飛躍的發展に照應する協會活動體制の整備が中心である。

東亞に於ける協同組合の國際會議としての意義の深きその規模の大なること今次大會の如きは三國協同組合史上未曾有と云つても過言でないだらう。

五

昭和十七年六月二日、同十八年六月八日東京市に於て大東亞協同組合懇談會を開催し、大東亞戰爭完遂に對し三國協同組合の任務貫徹に關し協議し三國間協同組合の聯絡提携促進に寄與するところ大なるものがあつた。

大東亞戰爭の赫々たる戰果と共に三國協同組合に課せられたる任務と使命愈々重きを加へつゝあり、且つ日本内地はじめ、臺灣、樺太、滿洲國に於ける會員團體を中心とする團體再編成が遂次實施を見、華北に於ける我對華新政策の進行に依る合作社内部機構の改變、華中に於ける合作社の日本側指導より國民政府側への移管實施等三國協同組合にとりて頗る多事を極めた。これに依りて創立いくばくもない本會も亦多方面に亘つて繁忙を極め常に三國協同組合の聯絡提携の促進とその共通の使命遂行に對し蓋し寄與したるところ尠少としない。

## 二、會員團體

本會の會員は、大日本帝國、滿洲國、中華民國及其他の大東亞共榮圈内の諸國に於ける協同組合中央機關又は之に準する團體を以て會員としてゐる。  
創立當初の加盟團體は日本内地側から

産業組合中央會、産業組合中央金庫、全國購買販賣組合聯合會、大日本生糸販賣組合聯合會、全國産業組合製糸組合聯合會、産業組合監査聯合會、全國漁業組合聯合會  
の七團體、外地側から

朝鮮金融組合聯合會、樺太産業組合協會、臺灣産業組合協會、滿洲農業信用組合  
の四團體、滿洲側から

興農合作社中央會、商工金融合作社中央會、滿鐵生計組合、滿洲國官吏消費組合聯合會、滿洲拓植公社

の四團體一公社都合十六團體であつた。

次いで昭和十六年八月十四日在大連の關東州金融組合聯合會より加盟申込あり。準加盟團體となつてゐたが昭和十七年九月七日新京に於ける第二回年次大會に於て正式加盟を承認された。これより先き第一回大會に於て中央機關成立と同時に加盟を承認されてゐた華北合作事業總會が昭和十六年十二月十六日同總會成立の日を以て正式加盟した。

これにより、日本内地七、朝鮮、臺灣、樺太、各一、關東洲二、滿洲國五、華北一、計十八團體となつてゐる。この他に中支に於ける合作社の中央機關たる中支合作社指導委員會、日本内地の市



街地信用組合統制會、全國消費組合協會が準加盟會員的に聯絡を保つて居り近く正式會員として加盟をみる筈である。

昭和十八年に於て日本内地農業團體統合により産業組合中央會は中央農業會に、全國購買販賣組合聯合會は全國農業經濟會に、産業組合中央金庫は農林中央金庫に、全國漁業組合聯合會は中央水産業會に、産業組合監査聯合會は農業團體監査聯合會に、夫々統合改組又は改稱せられる等の變化あり、昭和十八年十月現在に於て總會員團體は十八を算してゐる。

尙昭和十六年九月滿洲國官吏消費組合聯合會が滿洲國消費組合に、昭和十七年六月に臺灣産業組合協會が臺灣産業組合聯合會に、同十八年二月滿洲國商工金融合作社中央會が商工金融合作社に改組され引續き會員となつてゐる。

日滿華三國に於ける協同組合中央機關は會員として盡く網羅されて本會は名實共に三國協同組合の聯絡中樞として全面的な活動を展開してゐる。

### 會員團體一覽

#### 日本

- 中央 農業 會 會長 酒井 忠正 東京都麴町區有樂町一ノ一一丸ノ内<sup>(23)</sup>二五五一
- 農 林 中 央 金 庫 理事長 荷見 安 東京都麴町區有樂町一ノ九 丸ノ内<sup>(23)</sup>三九五
- 全 國 農 業 經 濟 會 理事長 越智太兵衛 東京都麴町區有樂町一ノ九 丸ノ内<sup>(23)</sup>三五二
- 大日本生絲販賣購買組合聯合會 會長 千石興太郎 橫濱市中區北仲通五ノ五七 橫濱本局三六一
- 全國産業組合製絲組合聯合會 會長 新井高四郎 東京都麴町區有樂町一ノ七 丸ノ内<sup>(23)</sup>三〇四六
- 農 業 團 體 監 査 聯 合 會 會長 荷見 安 東京都麴町區有樂町一ノ九 丸ノ内<sup>(23)</sup>五三六
- 中 央 水 産 業 會 會長 青山 憲三 東京都芝區海岸通り一ノ二〇 芝<sup>(43)</sup>四八一
- 朝鮮金融組合聯合會 會長 富永 文一 朝鮮京城府竹添町一ノ七五 光化門二七〇
- 臺灣産業組合聯合會 會長 齋藤 樹 臺灣臺北市表町一ノ三四 臺北五八五
- 樺太産業組合協會 會長 大津 敏男 豐原市樺太廳農務課内 豐原二八八
- 關東州金融組合聯合會 理事長 森岡謹一郎 關東州大連市大山通一二交通銀行跡 大連二一三五
- 滿洲農業信用組合 理事 田井 和平 關東州大連市羽衣町一市場ビル三階 大連三一四五

#### 滿洲國

興農合作社中央會 理事長 松島 鑑 新京特別市興仁大路一〇四 新京二一六三  
 商工金融合作社 理事長 高木 鏡二 新京特別市八島通四一ノ二 新京二一五五  
 滿洲國消費組合 理事長 古海 忠之 新京特別市北安路三〇二房産ビル 新京二一六二  
 滿鐵生計組合 理事長 土肥 顯 奉天市大和區松島町三鐵道總局第二分館奉天春日局二六五  
 滿洲拓植公社 總裁 二宮 治重 新京特別市興仁大路四〇七 新京本局二六一

中華民國

華北合作事業總會 理事長 王 蔭泰 北京特別市二區舊刑部街二六號 西局四〇四

中支合作社指導委員會 委員長 田尻 愛儀 在上海帝國大使館事務所內  
 市街地信用組合統制會 理事長 元尾 光輝 東京都麴町區有樂町一ノ二 丸ノ内<sup>(23)</sup>二五二  
 全國消費組合協會 理事長 藤田 逸男 東京都麴町區有樂町一ノ二 丸ノ内<sup>(23)</sup>二五一

三、年次大會

1、第一回東亞協同組合協議會年次大會

昭和十六年五月十二日東京市丸の内産業組合中央金庫講堂に開催、日滿華三國協同組合關係者、關係官廳係官友誼團體代表者等百餘名參集千石興太郎氏議長の下に本會並加盟團體提出の  
 甲、東亞協同組合協議會提出

- 一、昭和十六年度事業計畫並十六年度豫算に關する件
- 二、新加盟團體承認に關する件
- 三、幹事團體選任に關する件
- 四、事業上の聯絡に關する加盟團體提案問題の件

乙、加盟團體提出  
 1、大陸に於ける合作社に對し支持協力を爲すべき方策の件 提出 産業組合中央會  
 2、普及事業聯絡に關する件 提出 朝鮮金融組合聯合會

について協議し、ついで各加盟團體代表者により  
 1、朝鮮に於ける農業團體統合問題の情勢に就て

朝鮮金融組合聯合會

2、滿洲國に於ける農事合作社の動向に就て

興農合作社中央會

3、滿洲國に於ける生活必需品配給問題に就て

滿洲國官吏消費組合聯合會

4、中央農業協力會及び團體統合問題に就て

産業組合中央會

夫々活潑なる活動狀況報告が行はれた。終つて大政翼賛會東亞局長永井柳太郎氏の記念講演があつた。本大會の決議事項左の如し

決議

今や世界を擧げて歴史的轉換期に際會し大東亞新秩序建設の聖業愈々急務なるを認む 之が爲には經濟社會文化の諸分野に亘り有力なる組織として我が協同組合の使命益々大なるものあり 茲に我等は東亞協同組合協議會を結成し 益々東亞に於ける協同組合の進展を圖り以て大東亞共存同榮の理想實現に貢献せんことを期す

右決議す

昭和十六年五月十二日

第一回東亞協同組合協議會年次大會

2、第二回東亞協同組合協議會年次大會

昭和十七年九月七、八日の兩日滿洲國新京特別市ヤマトホテルに開催、日滿華三國協同組合關係者、軍關係官廳、友誼團體代表者等百二十餘氏參集、本會委員荷見安氏の議長により昭和十七年度事業計畫、豫算の決定、規約改正後役員改選を行ひ本會並加盟團體提出の

甲、東亞協同組合協議會提出

一、大東亞共榮圈に於る協同組合運動の基本方針に就て

乙、加盟團體提出事項(到着順)

一、統制經濟下における協同組合の地位宣揚に關する件

提出 華北合作事業總會

二、東亞協同組合組織を大東亞共榮圈に推擴の件

提出 臺灣産業組合聯合會

提出 産業組合中央會

三、滿洲開拓に對する内地産業組合の協力方策に關する件  
について協議し、ついで各加盟團體代表者により

1、滿洲國農業の現状と興農合作社の事業

興農合作社中央會

2、開拓協同組合に就て

滿洲 拓植公社

3、商工金融合作社改組の意義に就て

商工金融合作社中央會

4、滿洲國に於ける生活必需品配給統制と消費組合運動に就て

滿 鐵 生 計 組 合

5、物資統制下に於ける配給事情に就て

滿洲國消費組合

6、大東亞戰爭下に於ける内地産業組合運動に就て

産業組合中央會

7、金融統制と内地信用組合事業に就て

産業組合中央金庫

8、朝鮮金融界と金融組合に就て

朝鮮金融組合聯合會

9、臺灣産業組合規則の改正と全島聯合會の機能に就て

臺灣産業組合聯合會

10、華北合作事業總會の現状に就て

華北合作事業總會

夫々活潑なる活動狀況報告が行はれた。この間滿洲國弘報處長武藤富男氏の記念講演があつた。  
本大會の決議事項は左の如し。

滿洲國建國十周年慶祝の決議

今般滿洲國十周年祝賀式典を舉行せらる

惟ふに滿洲國は建國十年にして今日の發展を來し國礎愈固きを加ふ五族協和し官民一體となり艱苦に耐へ史上嘗て見ざる創建の大業を遂行し以て日滿一德一心の實を擧げ東亞共榮圈建設に邁進す洵に感激に堪へざる所なり

茲に滿洲國建國十周年に當り其の國運の彌榮を祈り衷心より慶祝の誠意を披瀝す  
第二回東亞協同組合協議會年次大會の開催に際し滿場一致右決議す

昭和十七年九月七日

東亞協同組合協議會

皇軍將兵に對する感謝決議

大東亞戰爭開始以來茲に十ヶ月忠勇無比なる皇軍將兵は陸海軍の緊密なる連繫の下に連りに赫々たる戦果を擧げ着々大東亞共榮圈の礎石を築く是れ固より御稜威下の皇軍將兵勇戰の賜にして感激の至に堪へざる所なり  
茲に第二回東亞協同組合協議會年次大會の開催に當り滿場一致を以て皇軍將兵の偉勳と勞苦とに對し謹みて感謝の意を表し其の武運長久を祈ると共に戰歿勇士の英靈に深甚なる哀悼の意を表し併て傷病將兵各位の快癒の一日も速ならんことを祈念して止まず

昭和十七年九月七日

東亞協同組合協議會

大東亞戰爭完遂に關する決議

大東亞戰爭開始以來 御稜威の下赫々たる戦果を擧げつゝあるは吾人の感謝感激に堪へざる所なり然りと雖も今次聖戰は曠古の大業にして前途尙多事なるを想はざるべからず  
即ち吾人は長期に亘り日滿華一心一體となり其の總力を擧げて目的完遂に努力するを要す我等協同組合の事業に當る者益共存同榮の傳統的精神を發揚し其の精神力、組織力、經濟力の總力を擧げてこの光榮に協力し産業、經濟、社會各方面の實情に應じ日滿華政府と協力して生産、配給、消費金融の全般に亘り就中農林水産物の増産、物資の適正配給、貯蓄獎勵並生産力擴充、資金の供給、民族厚生等に全力を傾倒し聖戰目的貫遂に邁進せんことを期す  
第二回東亞協同組合協議會年次大會開催に當り滿場一致右決議す

昭和十七年九月七日

東亞協同組合協議會

#### 四、大東亞協同組合懇談會

##### 1. 第一回大東亞協同組合懇談會

昭和十七年度の大東亞協同組合懇談會は初夏の風薫る同年六月二日午後二時より東京市丸の内中央亭に開催した。農林、拓務兩省、興亞院係官を始め各友誼團體關係者、加盟團體よりは内地産組中央會を始め朝鮮、樺太、關東州、滿洲國、中華民國各加盟團體代表者等六十餘氏出席し本會提出懇談事項「大東亞共榮圈に於ける協同組合活動の基本方針について」は最も眞摯な意見交換が行はれ、結局各加盟團體に於いて検討を遂げ、ついで「華北合作事業總會の機構と事業に就て」の華北合作事業總會並に「産組中央金庫法の一部實施と樺太産組事業に就て」の樺太産業組合協會より活動狀況報告が行はれて多大の感銘を與へ、午後六時懇談を一應打ち切り産組中央會並に本會共同主催による出席者招待晩餐會に移つた、なほ此の間大東亞共榮圈に於ける協同組合活動の諸問題について懇談が行はれ午後七時四十分懇談會は極めて意義深く閉會となつた。

##### 2. 第二回大東亞協同組合懇談會

昭和十八年度の大東亞協同組合懇談會は同年六月八日午前十時より東京市丸の内中央亭に開催した。

農林、大東亞、大藏各省並に各團體よりの來賓を始め日滿華三國各地域代表者等百餘氏出席し、東亞食糧自給圈確立上協同組合の協力方策について各會員より熱心なる實情報告と眞摯なる意見交換が重ねられ三國協同組合相互の聯携を一段と密着せしめ決戦下食糧大增産に協力、戦力増産に貢献すべくその決意を強調して全會一致申合を可決、懇談を終つて第七陸軍航空技術研究所長陸軍主計大佐川島四郎博士の講演を聴き午後五時一旦會を閉ぢ六時より同會場に於ける産組中央會、中央金庫、全購販聯主催の晩餐會に移り懇談を重ねかくて午後七時三十分こゝに大東亞協同組合懇談會は多大の成果を收めて閉會した。

大東亞協同組合懇談會は本會提出の「東亞食糧圈確立上協同組合の協力方策に關する件」を中心として順次會員より左記報告が行はれた。

##### 一、産業組合の食糧増産運動に就て

二、食糧供出運動に就て

(報告者) 産業組合中央會

三、食糧確保における金融対策に就て

(報告者) 全國購買販賣組合聯合會

四、食糧増産と金融組合の活動に就て

(報告者) 産業組合中央金庫

五、食糧増産指導とその蒐荷機構に就て

(報告者) 朝鮮金融組合聯合會

六、食糧確保と配給機構に就て

(報告者) 興農合作社中央會 華北合作事業總會 臺灣産業組合聯合會

(報告者) 全國漁業組合聯合會 全國消費組合協會

申 合

我等は日滿華食糧自給態勢の確立を一層鞏固ならしむる爲政府の施策に即應すると共に關係機關相互の聯携を更に緊密にし食糧確保に關する施設狀況を相互に通報し以て各自の施策に資し極力實行に移して之が徹底を期す

昭和十八年六月八日

大東亞協同組合懇談會

五、發行圖書

東亞協同組合叢書

第一輯 興亞運動と協同組合の使命

第二輯 日滿華協同組合の現勢

第三輯 滿洲開拓農場法に就て

第四輯 中國合作社の人と文獻

第五輯 華北合作事業總會・中央金庫法樺太に實施

第六輯 東亞大農業圈の確立

第七輯 先驅者の道

第八輯 中國建設過程に於ける協同組合運動の意義

第九輯 助川啓四郎氏に食糧問題を訊く

第十輯 東亞協同組合協會要覽

以下續刊

▲東亞協同組合報 毎月十五日一回發行

▲調査資料 各種發行

▲東亞協同組合年報 近刊

## 六、昭和十八年度事業計畫書

### 第一方 針

吾等は大東亞に於ける各國各域の經濟社會文化の諸分野に亘り有力なる組織體たる協同組合の使命の實を擧げ以て大東亞戰爭完遂に寄與し大東亞共存共榮の理想實現に貢獻せん事を期し日滿華各國協同組合中央諸機關相携へて其の本分を盡すべく努力し來れり昭和十八年度に於ても亦此の根本方針を堅持すると共に大東亞共榮圈建設の聖業進展に隨ひ一層關係各國各域協同組合の聯絡を廣く且つ緊密ならしめ其中核體としての本會事業を擴充整備し以て所期の目的完遂に邁進せん

とす

### 第二 計畫事業の概要

#### 一、事務局の整備充實

東京市に於ける事務局活動は事業發展に伴ひ一段と充實せしむるを以て専任職員を増員し以て其の活動を活潑ならしめんとす

#### 二、諸會合の開催

##### (一) 第三回年次大會の開催

大東亞に於ける協同組合事業活動に對する積極的熱意を昂揚せしめ加盟會員並に關係官廳、關係團體との聯絡を密接にし以て本協會事業に關する重要な事項を決定する爲東亞協同組合協議會第二回年次大會の決定に基き九月中旬朝鮮に於て第三回東亞協同組合協會年次大會を開催す

##### (二) 大東亞協同組合懇談會の開催

本年五月東京市に於て開かるべき全國産業組合代表者會を機會に之に出席すべき各加盟會員主腦者の親睦交驩を圖り併て情勢報告の交換を行ふ爲懇談會を開催す



## (三) 第三回幹事會員協議會の開催

本協會の會務遂行上必要なる事項を協議する爲三月中旬第三回幹事會員協議會を開催す

## (四) 第三回事務聯絡協議會の開催

加盟會員の事務的聯絡を緊密ならしむるため第三回事務聯絡協議會を開催せんとす時局多端の際諸般の行事簡素化の趣旨に基き幹事會員協議會と同時に同所に於てこれを開催せんとす

## (五) 聯絡會の開催

加盟會員役職員の往來繁忙に伴ひ各地に於て適宜に開催し來れる聯絡會の開催を積極化し以て相互の聯絡並に出張來會者の便宜を圖る機會を一層多からしめんとす

## (六) 其他必要なる諸會合の開催

## 三、日滿華食糧自給確立運動の促進

大東亞戰爭の長期化に伴ひ日滿華三國は全體として食糧自給圈體制を確立せざるべからず大東亞建設審議會の答申またこれを明にせり、而して本協會加盟會員は其の實現のため最も有力なる關係團體を網羅せるにより率先して標記の如き運動の促進を提唱し關係官廳、關係團體と共に本運動の實現を期せんとす

## 四、滿關聯絡部設置の件

滿洲國新京特別市に本會滿關聯絡部を設置し滿洲國並關東州所在會員間の聯携及所在會員と本部との聯絡を圖ると共に所在官廳關係團體と本部間の聯携促進に資せむとす

## 五、大陸協同組合要員充足施設

本會事務局に大陸協同組合要員充足對策部（假稱）を設け專任職員を設置し之が要員の充足推薦教育等に一層積極的對策を實施せんとす

## 六、外地滿華協同組合運動に携る内地出身者激勵、感謝行事

朝鮮臺灣樺太關東州滿洲國中華民國に於て協同組合運動の第一線に挺身活動する内地出身者に對し本會主唱に依りて激勵と感謝の行事を催し併せて同方面に對し一層多數の要員送出に一般の關心と輿論の喚起に資せんとす

## 七、會員東京事務所事務の斡旋

本會加盟會員東京事務所の開設漸次其數を増すに鑑み相互間の聯携に協力すると共に其事務遂行に方り積極的援助をなさんとす

## 八、研究調查事業の整備擴充

大東亞戰爭の嚇々たる戦果により南方地域も亦大東亞共榮圏の一域たる實を擧げつゝあり而して亦滿洲國中華民國の建設は飛躍的擴充を見つつある現狀に鑑み左記の如く研究調査事業の一段の整備擴充を期す

(一) 資料整備

本協會の研究調査事業の對象をさらに擴張すると共に其の内容を充實せしめんとす之が爲備付圖書新聞雜誌其の他の資料を整備し以て大東亞協同組合關係資料室たるの實を擧げんとす

(二) 現地調査

事務局員其の他を動員し研究調査の爲出來得る限りの機會を利用して大東亞共榮圏各地現地調査の事業に當らしめんとす

(三) 懸賞論文募集

日滿華三國協同組合の現狀動向理念等に關する研究論文を加盟會員役職員より募集し優秀論文の表彰刊行を行ひ以て關係者の好學研究の熱意を刺戟し併せて實情に則せる調査研究事業進展の一助に供せんとす

(四) 關係者派遣

關係團體との聯絡を密接ならしむる爲本協會主催の諸會合の開催のみならず加盟會員の大會其の他會合にも關係者を派遣し其の實效を擧げんとす

(五) 月報發行

毎月一回發行し來れる東亞協同組合報の内容を充實刷新し益々其機能を充實せんとす

(六) 叢書刊行

既に第七輯刊行を終へたる東亞協同組合叢書を續刊し大東亞共榮圏協同組合事業に關係ある諸問題に付き必要なる資料の頒布を爲さんとす

(七) 年報刊行

年一回東亞協同組合年報を刊行し加盟會員を中心とする大東亞共榮圏内全国各地協同組合の活動狀況を編纂輯録し以て之を刊行せんとす

九、教育鍊成

加盟會員役職員教育鍊成事業に協力する爲之に積極的に參加し

(一) 加盟會員主催の役職員講師の派遣及其の事業企畫への協力斡旋

(二) 適當なる機會を利用し短期講習會座談會の開催

- (三) 大陸進出組合人の壯行會等の開催
- (四) 適當なる資料の編纂刊行頒布

十、官廳其他との聯絡

關係官廳との聯絡を一層緊密にすると共に大政翼賛會興亞同盟其他關係諸團體と聯絡の緊密化を圖らんとす

十一、其他 本會の目的達成に必要な事業を適宜實施せんとす

七、役職員 (昭和十八年八月三十一日現在)

- 會長理事 千石興太郎 産業組合中央會會頭
- 常任理事 荷見安 産業組合中央金庫理事長
- 常任理事 越智太兵衛 全國購買販賣組合聯合會會長
- 常任理事 松本誠 朝鮮金融組合聯合會會長
- 理事 三輪幸助 臺灣産業組合聯合會副會長

- 理事 松島鑑 興農合作社中央會理事長
- 理事 土肥顯 滿鐵生計組合理事長
- 理事 王蔭泰 華北合作事業總會理事長
- 代表幹事 宮城孝治 産業組合中央會總務部長
- 幹事 青鹿四郎 産業組合中央金庫調査課長
- 幹事 奥谷愛昶 全國購買販賣組合聯合會常務理事
- 幹事 芳村圭助 朝鮮金融組合聯合會東京事務所長
- 幹事 北島茂男 臺灣産業組合聯合會參事
- 幹事 川尻健二 興農合作社中央會東京駐在事務所長
- 幹事 角玄 華北合作事業總會指導局長
- 幹事 結城丙太 滿鐵生計組合理事長
- 書記長 清水宗兵衛
- 主事 依田靜衛
- 他

### 八、事務局所在地

東京都麴町區有樂町一ノ一一 中央農業會館内 電話代表丸ノ内(23)二、五五一番  
振替貯金口座 東京一八八、七五七番

### 九、規約

#### 東亞協同組合協會規約

- 第一條 本會ハ東亞協同組合協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ大東亞共榮圈内ニ於ケル協同組合活動ノ聯絡發展ヲ圖リ東亞共存共榮ノ理想實現ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ハ東京都ニ置ク
- 第四條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
  - 一、年次大會其ノ他諸會合ノ開催
  - 二、會員相互間ニ於ケル事業上ノ聯絡

三、資料ノ蒐集、交換

四、年報、月報其他諸資料等刊行

五、視察、調査及其ノ斡旋

六、其ノ他目的達成上必要ナル事項

第五條 本會ハ大日本帝國、滿洲國、中華民國及其ノ他ノ大東亞共榮圈内ノ諸國ニ於ケル協同組合中央機關又ハ之ニ準ズル團體ヲ以テ會員トス

第六條 本會ニ入會セントスルモノハ會員ノ紹介ニヨリ役員會ノ決議ヲ以テ決定シ年次大會ニ報告スルコトヲ要ス

第七條 會員ハ別ニ定ムル所ニヨリ本會ノ經費ヲ負擔ス

第八條 本會ニ幹事會員ヲ置ク幹事會員ハ會員中ヨリ年次大會ニ於テ之ヲ選出ス

第九條 本會ニ會長一名理事及幹事若干名ヲ置ク

理事及幹事ハ幹事會員ノ役職員中ヨリ各一名當該會員之ヲ推薦ス

第十條 會長ハ理事之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル理事ノ一名之ヲ代理ス  
理事ハ會長ヲ補佐シ重要會務ヲ總括ス

常時重要會務ヲ掌理セシムル爲常任理事ヲ置クコトヲ得

常任理事ハ東京都ニ事務所ヲ有スル幹事會員ノ理事中ヨリ理事之ヲ互選ス

第十一條 幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ運營ス

幹事ハ代表幹事一名ヲ互選ス

第十二條 本會規約ノ變更、經費收支豫算、事業計畫ハ年次大會ニ於テ決定シ決算ハ其ノ承認ヲ要ス

但已ム得ザル場合ハ經費收支豫算及事業計畫ニ限り幹事會員ノ協議ニヨリ之ヲ決定スルコトヲ得

第十三條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得、顧問ハ年次大會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

顧問ハ本會ノ事業ニ關シ會長ノ諮問ニ應ズ

第十四條 本會ニ參與若干名ヲ置クコトヲ得、參與ハ會長之ヲ委囑シ會長ノ諮問ニヨリ會務ニ參與ス

第十五條 幹事會員ノ任期ハ二年トシ任期滿了ノ年以後ノ年次大會ニ於テ改選スルモノトス、但シ

再選ヲ妨グズ

第十六條 本會ニ事務ヲ處理スル爲職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十七條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔金ニヨルモノノ他寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

但シ年次大會開催ニ要スル經費ハ開催地ニ於ケル會員ノ負擔トス

第十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十九條 會計ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

## 一、會員團體

△日本

### 一、中央農業會

1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ一一

- 2、電 話 東京丸ノ内四二、五五一
- 3、代 表 者 會長 伯爵 酒井忠正
- 4、設 立 年 月 日 昭和十八年十月一日
- 5、根 據 法 農業團體法
- 6、區 域 全 國
- 7、構 成 員 本會は道府縣農業會(東京都農業會及樺太農業會を含む以下同じ)及全國農業經濟會を以て其の會員とす
- 8、目 的 本會は農業に關する國策に即應し農業の整備發達を圖ることを目的とす
- 9、事 業
  - 一、農業の指導獎勵其他農業の發達に關する施設
  - 二、會員及會員を組織する團體の事業の整備發達に關する施設
  - 三、農業の統制に關する施設
  - 四、農業に關する調査及研究
  - 五、農業に従事する者の福利増進に關する施設

六、前各號の事業に附帶する事業

本會は前項第五號及第六號の事業を行はんとするときは主務大臣の認可を要するものとす

10、概 況

▲昭和十八年度一般會計收支豫算

收 入 三、三三一(千圓)

支 出 三、三三一

内 譯

收 入 之 部		支 出 之 部	
一、賦 課 金	三六三(千圓)	一、事 務 所 費	二六四
二、事 業 收 入	一、二六七	二、會 議 費	四六
三、國 庫 補 助 金	一、三九七	三、事 業 費	二、八六七
四、財 產 收 入	七二	四、繰 入 金 其 他	一五四
五、其 他	二三一		

▲昭和十八年度特別會計收支豫算

家の光		収入		支出	
戦時事業指導主事設置費	一一八	一、八〇六(千圓)	一一八	一、八〇六(千圓)	一一八
初生雞鑑別統制事業費	一四三		一四三		一四三
蠶種補償施設事業費	八二		八二		八二
基本財産	八		八		八
					三六

## 二、農林中央金庫

- 1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ九
- 2、電話 東京丸ノ内<sup>(23)</sup>三二九五—三二九八
- 3、代表者 理事長 荷見安
- 4、設立年月日 大正十二年十二月二十日
- 5、根拠法 農林中央金庫法
- 6、區域 全國

7、構成員 當金庫の出資者は政府、全國農業經濟會、道府縣農業會、市町村農業會、出資を爲さしむる森林組合聯合會若は森林組合、産業組合聯合會、産業組合、市街地信用組合、中央水産業會、道府縣出資水産業會、製造業會又は出資漁業會に限るものとす

8、目的及事業 當金庫は農林中央金庫法に依り左の業務を行ふを以て目的とす

- 一、所屬農業團體 (所屬全國農業經濟會、所屬道府縣農業會及所屬市町村農業會を總稱す以下之に同し) 所屬聯合會 (所屬森林組合聯合會及所屬産業組合聯合會を總稱す以下之に同し)、所屬組合 (所屬森林組合、所屬産業組合及所屬市街地信用組合を總稱す以下之に同し)、又は所屬水産業團體 (所屬中央水産業會、所屬道府縣水産業會、所屬製造業會及所屬漁業會を總稱す以下之に同し) に對し擔保を徵せずして五箇年以内の定期償還貸付を爲すこと
- 二、所屬農業團體、所屬聯合會、所屬組合又は所屬水産業團體に對し擔保を徵せずして三十箇年以内 (所屬森林組合聯合會又は所屬森林組合に對し貸付を爲す場合に於ては五十箇年以内) の年賦償還貸付を爲すこと但し金額は拂込出資金及農林債券發行額の二分の一を超えざるも

のとす

三、所屬農業團體、所屬聯合會、所屬組合又は所屬水産業團體に對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと

四、所屬農業團體、所屬聯合會、所屬組合又は所屬水産業團體の爲に爲替業務を爲すこと

五、全國農業經濟會、道府縣農業會、市町村農業會、森林組合聯合會、森林組合、産業組合聯合會、産業組合、市街地信用組合、中央水産業會、道府縣水産業會、製造業會、漁業會、公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと

六、所屬農業團體、所屬聯合會、所屬組合又は所屬水産業團體の爲に有價證券の保護預りを爲すこと

七、所屬農業團體、所屬聯合會、所屬組合又は所屬水産業團體の爲に有價證券の委託賣買を爲すこと

八、其の他法律に依り規定せられたる當金庫の業務を爲すこと

當金庫は必要ありと認めたる場合に於ては擔保を徴して前項第一號乃至第三號の業務を爲すことを得

當金庫は所屬森林組合聯合會又は所屬森林組合に對し貸付を爲す場合に於ては擔保を徴して二十箇年以内の定期償還貸付を爲すことを得

農林中央金庫特別融通及損失補償法、農村負債整理資金特別融通及損失補償法又は臨時農村負債處理法に依る特別融通に關しては第二項に規定する第一項第一號の規定中貸付年限及償還方法に關するもの並第二項に規定する第一項第二號但書の規定は之を適用せず

當金庫か前項の特別融通以外の貸付を爲す場合に於て前項の特別融通の額及之を爲す爲發行する農林債券の額は第一項第二號但書の制限の計算上之を算入せず

第一項第二號但書の規定及第二項に規定する第一項第二號但書の規定は當金庫か政府資金の貸付を爲す場合には之を適用せず

前項の貸付金額及之を爲す爲發行する農林債券の額は第一項第二號但書及第二項に規定する第一項第二號但書の制限の計算上之を算入せず

9、概況(産業組合中央金庫)



出資者數

昭和十六年度末  
(昭和十七年三月末)

昭和十七年度末  
(昭和十八年三月末)

四〇

政 府	一	一
產業組合聯合會	一六一	一二六
產 業 組 合	一一、三五九	一一、一八四
漁業組合聯合會	四四	四四
漁業協同組合	一、七四八	一、七五六
計	一三、三二三	一三、一一一

出資口數

政 府	一七五、〇〇〇口	一七五、〇〇〇口
產業組合聯合會	二〇、六〇四	二一、一九〇
產 業 組 合	一三六、三九一	一三五、八一〇
漁業組合聯合會	五、四七七	五、四四二

漁業協同組合

計

出 資 金

一九、五二八	一九、五五八
三五七、〇〇〇	三五七、〇〇〇
三五、七〇〇(千圓)	三五、七〇〇(千圓)

拂込濟出資金

政 府	一七、〇〇〇(千圓)	一七、五〇〇(千圓)
產業組合聯合會	二、〇六〇	二、一一九
產 業 組 合	一三、六三九	一三、五八一
漁業組合聯合會	二五五	三〇五
漁業協同組合	九一〇	一、〇九八
計	三三、八六五	三四、六〇四

資 金 概 況

準備金及各種積立金	五、九九三(千圓)	六、六〇〇(千圓)
產業債券及借入金	九二、八九五	一六六、三三九

預り金	一、三六五、一九一	二、四〇七、九一〇	四二
貸出金	一六五、一〇九	一九五、九四五	
有價證券	一、二八八、七四九	二、三二〇、八五二	
預金	三五、四九五	五三、三九三	
現金	一一八	二五三	
剩餘金	二、六七〇	四、〇五三	

### 三、全國農業經濟會

- 1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ九
- 2、電話 東京丸ノ内三、三五一
- 3、代表者 理事長 越智太兵衛
- 4、設立年月日 昭和十八年十月一日
- 5、根據法 農業團體法
- 6、區域 全國

#### 7、構成員

本會は道府縣農業會(東京都農業會及樺太農業會を含む以下同じ)を以て會員とす、市町村農業會は本會の會員と爲ることを得

#### 8、目的

本會は農業に關する國策に即應し會員の事業に必要な經濟事業を行ふ事を目的とす

#### 9、事業

- 一、會員の販賣する物の賣却又は其の加工に關する施設
  - 二、會員に必要な物の購買又は其の加工若は生産に關する施設
  - 三、會員に必要な設備の利用に關する施設
  - 四、農業倉庫業法に依る聯合農業倉庫の經營
  - 五、第一號乃至第三號の事業に附帶する事業
- 本會前項第五號の事業を行はんとするときは農林大臣の認可を受くることを要す
- 10、事業收支計畫(昭和十八年度)

#### 一、販賣事業

食糧其の他重要農林産物の集荷並供出に關しては政府の方針に基き中央農業會の生産指導と

密接に連携し左記要領に依り供出數量の集荷完遂、供出時期の勵行、加工、保管、輸送の各般に亘り系統組織の協力に依り之が遂行を期するものとす

1、米、麥其の他主要食糧に關しては食糧管理法並政府の買上方針に基き供出割當數量の集荷供出の完遂を圖るものとす

2、木炭に關しては集荷供出の促進に努むると共に政府供出木炭の運搬、木炭原木購買事業の擴充、模範製炭場の設置等に依り木炭増産計畫の完遂を圖るものとす

3、薬工品に關しては増産、集荷、加工に付遺憾なき各般の措置を講じ任務の遂行を圖るものとす

4、茶種、原麻等の統制農産物の集荷及之が統制機關への販賣に關しては政府並統制機關の方針に基き計畫の完遂を圖るものとす

5、甘藷粉、甘藷千切干の増産、集荷並之が統制機關への販賣に關しては政府並統制機關の方針に基き計畫の完遂を圖るものとす

6、纖維資源の開発に資する爲桑皮野生苧麻の採集、集荷を促進すると共に反毛加工を行ふものとす

7、茶の加工販賣、柑橘其の他の青果物、罐詰等農村工業品の集荷販賣を行ふものとす

8、有畜農業の普及に伴ひ鶏卵、鳥肉等畜産物の増産並集荷、販賣を行ふものとす

以上の諸種目に亘る昭和十八年十月一日より昭和十九年三月三十一日迄の取扱豫定計畫左の如し

販賣事業取扱豫定額

一、七四九、七五〇千圓

## 二、購買事業

食糧其の他重要農林産物の増産並民族力の源泉たる農村民體位の増強に資する爲政府の方針に基き中央農業會の指導と緊密なる連繋を圖り農業生産用資材、農村保健物資、農村生活必要物資に付其の必要量の確保に努め適期適量の綜合配給に依り資材の効率を十分に發揮することを目途とし左記要領に依り配給の萬全を期するものとす

1、肥料、飼料、農機具、農業薬劑等の農業生産専用資材の配給に關しては政府の方針に基き増産計畫に即應し適期重點配給を圖るものとす

2、農業用石油、作業衣、作業シャツ、地下足袋、ゴム靴、紺織等其の他の資材にして政府に於て農林用として特定分離せられたる資材の配給に關しては農業生産専用資材に準じ適

正配給に當るものとす

- 3、農業用石灰、土管其の他増産用特配物資等にして特定分離を必要とすべきものに付ては速に其の實現に努むると共に特定分離資材に準じ配給の適正を期するものとす
  - 4、鹽干魚類、醫藥品、衛生材料、家庭常備藥及特殊榮養劑等農村生活必需物資の配給に關しては努めて之が確保の方途を講じ配給の圓滑を期するものとす
  - 5、肥料用石灰工場、ゴム工場、及纖維工場等を經營するの外農機具、農業藥劑、家庭藥の生産に對する施設に參劃し生産確保を期するものとす
  - 6、資材配給を通じ病蟲害共同防除、共同炊事並共同託兒所の設置等の普及に資するものとす
- 以上諸種目に亘る昭和十八年十月一日より昭和十九年三月三十一日迄の取扱豫定計畫左の如し

購買事業取扱豫定額

二二二、五六〇千圓

### 三、利用事業

利用事業に關しては諸般の實情を考察し適切なる計畫を樹立するものとす

### 四、農業倉庫事業

聯合農業倉庫の經營を爲し主として政府買上米麥の保管業務を行ふものとす

以上本事業期間に於ける取扱豫定金額一、九六二、三一〇千圓とす

### 五、本會の事業資金

本會の事業取扱豫定額は前述の如く十九億六千餘萬圓に達し之に要する事業資金は假に之を十二回轉するものと假定せば平均資金一億六千餘萬圓を必要とす、然るに本會自己資金は二千一萬七千餘圓にして之に對し固定資金は二千百三十五萬餘圓に達せるを以て事業資金は總て借入金をして充當せざるべからず、仍て不足資金は總て農林中央金庫に仰ぐものとす

## 四、農業團體監査聯合會

- 1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ九
- 2、電話 東京丸ノ内四五六三六
- 3、代表者 會長 荷見 安
- 4、設立年月日 昭和十四年四月一日

- 5、根據法 農業團體自治監査法
- 6、區域 全國
- 7、構成員 農業團體、産業組合、同聯合會及農林中央金庫を以て會員とす
- 8、目的 事業

本會は左の事業を行ふを以て目的とす

- 一、會員たる農業團體、産業組合及産業組合聯合會の監査
- 二、會員たる農業團體、産業組合及産業組合聯合會に於ける監査事務の指導
- 三、その他農業團體、産業組合及産業組合聯合會の監査に關し必要なる事業
- 9、概況 昭和十八年三月末現在

イ、會員

全、國、機、關

四

其の他の聯合會

五三

産業組合道府縣聯合會

五〇

産業組合

一一、一六〇

計

一一、二六七

ロ、昭和十八年度經費豫算

收 入

四五一(千圓) 支

出

四五一

ハ、昭和十七年度監査組合數

實地監査組合數

八二〇

書面監査組合數

一、九三二

監査延日數

二、二二五

實地監査指導組合數

二八組合

監査員延人員

四、四四一

講習會

九縣、終了者數

四五八名

### 五、中央水産業會

- 1、所在地 東京都芝區海岸通一ノ二〇
- 2、電話 東京芝(43)四一八一
- 3、代表者 會長 青山憲三
- 4、設立年月日 昭和十八年九月二十七日
- 5、根據法 水産團體法
- 6、區域 全國
- 7、構成員 道府縣水産業會並に全國を地區とする漁業會及製造業會を以て會員とす

8、目的 本會は水産業に關する國策に即應し水産業の整備發達を圖り且つ會員の事業の發達に必要な事業を行ふことを目的とす

9、事業

- 一、水産業の指導獎勵其他水産業の發達に關する施設
- 二、水産業の統制に關する施設
- 三、水産物生産の確保強化に關する施設
- 四、會員の販賣する物の加工、保藏、運搬又は販賣に關する施設
- 五、會員に必要な物の供給に關する施設
- 六、前各號の事業に付帶する事業

10、概況 本會事業の概要

本會は水産業に關する國策に即應し水産業の整備發達を圖り且會員の事業の發達を圖る爲左の施設を爲さむとす

- 一、水産業の指導獎勵其他水産業の發達に關する施設
- 二、水産業に關する調査及研究

三、水産業に従事する者の指導教育に關する施設

四、水産業の統制に關する施設

五、水産物生産の確保強化に關する施設

六、會員の販賣する物の加工、保藏、運搬又は販賣に關する施設

七、水産業用資材其他會員に必要な物の供給に關する施設

八、前各號の事業に附帶する事業

收支計算計畫(自昭和十八年九月至昭和十九年三月)

一、八二六(千圓)

販賣手数料及販賣益金

五二〇

購買益金及購買斡旋手数料

七五

利 用 料

八〇

雜誌圖書刊行

收 入 之 部

配當金及證券利息

三三三

雜 收 入

二二九

賦 課 金

八

一 一 一

政府交付金

五一

計 二、八八二

支 出 之 部

報酬及給料	三〇六	指導及統制費	一二九
手當及雜給	五五三	製品改良費	八三
旅費	一九一	雜誌圖書刊行費	八〇
事務所費	二二五	補助事業費	一三九
借入金利息	三六六	諸償却費	六七
職員退職給與費	八九	雜費	三八一
計	二、七二三		

五二

保證責任 全國漁業組合聯合會概要(昭和十六年度末)

會員數	漁業組合 二五	同聯合會 四二	計 六七
出資總額	四、一五七(千圓)	預金	九三〇
拂込濟出資額	一、三九〇	有價證券	一
保證金額	四、一五七	現金	一五

其他	一四八	販賣高	四七、八一
借入金	七、五三〇	購買品供給高	二三、九六三
利用料	八七		

六、保證責任 大日本生糸販賣購買組合聯合會

- 1、所在地 神奈川縣橫濱市中區北仲通五ノ五七
- 2、電話 橫濱本局 三六三一
- 3、代表者 會長 千石興太郎
- 4、設立年月日 昭和二年三月十五日
- 5、根據法 產業組合法
- 6、區域 全國
- 7、構成員 生糸販賣事業を行ふ產業組合及產業組合聯合會を以て會員となし構成す
- 8、目的・事業

五三

- 一、本會は左の事業を行ふを以て目的とす
- 二、所屬聯合會及所屬組合の委託を受け其の取扱又は生産したる生糸を販賣すること
- 三、所屬聯合會及所屬組合の委託を受け其の取扱又は生産したる副蠶糸に加工し又は加工せずして之を販賣すること
- 四、所屬聯合會及所屬組合の購買する蠶種並生糸及副蠶糸の整理荷造用品を買入れ之に加工し若は加工せずして又は之を生産して所屬組合に賣却すること

9、現況 (昭和十七年六月末現在)

一、會員數	聯合會 一六	組合 五〇	計 六六
二、出資口數	聯合會 三七四	組合 二八九	計 六六三
三、出資額	總額 六六三千圓	拂込濟額 五二二千圓	
四、準備金及諸積立金	二七五千圓		
五、事業分量(自昭和十六年七月至昭和十七年六月累計)			

生絲	國用生絲	受入數量	販賣數量	販賣金額
		三六、三三三(捆)	三五、五〇七(捆)	二七、五五〇(千圓)

副蠶絲

△最近五ヶ年間一般概況比較表(各六月末現在)

年度別	所屬團體數	出資金	預け現金金	借入金	諸積立金
昭和十三年	一〇九	五八〇千圓	五四三千圓		一九三千圓
" 十四年	一一一	五五四	六六四		二二三
" 十五年	一一六	六四八	七五六		二二三
" 十六年	一〇五	六八五	九二四		二四〇
" 十七年	六六	六六三	一七一		二七五

△最近五ヶ年間生絲取扱高比較表(自七月一日至翌年六月卅日累計)

年度別	受入數量	販賣數量	販賣金額
昭和十二年度	四八、七二五俵	四八、五四七俵	三七、二八二千圓
" 十三年度	四一、一〇〇俵	四一、三九三俵	三七、七五九
" 十四年度	四四、五三二俵	四四、四三九俵	七四、三二八
" 十五年度	四六、〇七八俵	四六、一二八俵	六五、五八八
昭和十六年度	一九、二九五俵	一五、五八一俵	二三、〇二七
輸出	三三、三三三捆	三五、五〇七捆	二七、五五〇
國用			五五



註 十六年度より生絲取引は輸出生絲(俵裝百斤單位)國用生絲(梱裝十貫單位)に區別さる

### 七、全國產業組合製糸組合聯合會

- 1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ七
- 2、電話 東京丸ノ内<sup>(23)</sup>三〇四六
- 3、代表者 會長 新井高四郎
- 4、設立年月日 昭和七年二月十日
- 5、根據法 蠶糸業組合法
- 6、區域 全國
- 7、構成員 蠶糸業組合法に依つて設立された道府縣產業組合製糸組合又は產業組合製糸組合聯合會を構成員として居る
- 8、目的 會員相互の聯絡を圖り其の共同の目的を達成するを以て目的とす
- 9、事業 一、會員相互の聯絡及統制に關する施設

- 二、原料繭及其の受入方法の統一に關する施設
- 三、生糸に關する規格の統一に關する施設
- 四、產業組合製糸の指導獎勵に關する施設
- 五、產業組合製糸に關する研究及調査
- 六、產業組合製糸に關する紛議の調停又は仲裁
- 七、前各號に掲ぐるもの、外會員の聯絡を圖り其の目的を達成する爲必要なる施設

#### 10、概況

昭和十八年度經費收支豫算

收入	七六(千圓)	支出	七六(千圓)
----	--------	----	--------

#### 内譯

會費	收入之部	繰入金	一五
雜收入	四八(千圓)		
支出之部	一二		

事務費  
負擔金  
其他

二七

會議費  
事業費

一一

五八

四

三一

### 八、朝鮮金融組合聯合會

- 1、所在地 朝鮮京城府竹添町一ノ七五  
(東京事務所 麴町區丸ノ内ビルヂング三階 電話丸ノ内<sup>(23)</sup>二九七七)
- 2、電話 京城府光化門二七二〇
- 3、代表者 會長 富永文一
- 4、設立年月日 大正八年八月三十一日
- 5、根據法 朝鮮金融組合聯合會令
- 6、區域 朝鮮
- 7、構成員 金融組合、產業組合、漁業組合を會員とする
- 8、目的 本會は會員に對し資金を供給し、業務上の指導を爲し其他會員共同の利益

の増進を圖るを以て目的とす

### 9、事業

- 一、會員に必要な資金の貸付をなすこと
- 二、會員に對し手形の割引をなすこと
- 三、會員の爲に爲替業務を爲すこと
- 四、會員より預り金を爲すこと
- 五、會員に對し業務上の指導をなすこと
- 六、會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
- 七、會員の職員を教養すること
- 八、前各號の外會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務をなすこと
- 九、貯蓄銀行、信託會社又は公共團體其他の營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと

### 10、機關誌 金融組合

### 11、概況

△朝鮮金融聯合會概況(何れも金額は單位千圓とす)

資 産

年 月	金融組合 員數	有價證券	貸出金	預ヶ金	購買販賣資金
昭和十七年四月	七三	101,403	113,547	175,406	16,508
" 十二月	六五	176,950	130,519	87,766	43,471
" 十八年四月	六六	282,248	111,089	89,070	2,594

負 債

年 月	出資金	諸積立金	政府 貸下金	債券	借入金	預 金	購買販 賣資金	火災共 濟基金
昭和十七年四月	五,五八九	二,四七九	三,四二五	40,705	30,333	318,110	7	273
" 十二月	五,五三三	二,八二四	三,四二五	41,000	24,654	360,308	1	283
" 十八年四月	五,五三三	二,八二四	三,四二五	44,706	24,336	398,730	248	290

△金融組合概況(何れも金額は單位千圓とす)

資 産

年 月	金融組合 員數	有價證券	貸出金	預ヶ金	購買販賣資金
昭和十七年四月	七三	11,351	46,338	33,743	336,233
" 十二月	六五	21,464	46,104	22,664	399,084
" 十八年四月	六六	21,519	51,151	20,428	411,017

年 月	出資金	政府 貸下金	法定準備金	特別積立金	借 入 金	預 及定期積金
昭和十七年四月	29,803	4,263	43,490	1,616	107,619	59,150
" 十二月	31,474	4,263	43,612	1,603	124,326	66,914
" 十八年四月	31,876	4,263	49,830	1,449	107,949	75,623

九、臺灣産業組合聯合會

- 1、所在地 臺灣臺北市表町一ノ三四
- 2、電 話 臺北五八八五
- 3、代表者 會長 齋藤 樹
- 4、設立年月日 昭和十七年六月三十日
- 5、根 據 法 臺灣産業組合規則
- 6、區 域 臺 灣
- 7、構 成 員 臺灣産業組合を正會員としこの他賛助會員及名譽會員を會員として會を構成

8、目的 本會は所屬組合の共同の利益を増進し其の健全なる發達を圖ることを以て目的とす

9、事業

- 一、組合に對し必要なる資金の貸付、手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと
- 二、組合の爲に爲替業務を爲すこと
- 三、組合又は公共團體其他營利を目的とせざる法人若は團體の貯金を取扱ふこと
- 四、組合の爲に債務の保證を爲すこと
- 五、組合の爲に有價證券の保證を爲すこと
- 六、組合の爲に有價證券の委託賣買を爲すこと
- 七、組合の販賣する物に加工し又は加工せずして之を販賣すること
- 八、組合の購買する物を買入れ之に加工し若は加工せずして又は之を生産して組合に賣却すること
- 九、組合又は組合員をして必要なる設備を利用せしむること

- 十、農業倉庫法に依り聯合農業倉庫の經營を爲すこと
- 十一、組合の監査を行ふこと
- 十二、産業組合の普及發達、聯絡及其の事業の統制其他聯合會の目的を達する爲必要なる事業を爲すこと
- 10、機關誌 臺灣産業組合時報
- 11、概況

臺灣産業組合地方別概況

昭和十八年四月十五日現在(建築及事業組合ヲ除ク)(千圓)

地方別	科目別	調査組合數	拂込準備金	出資金	積立金	貯金	貸付金	借入金	預ケ金	有價證券	現金
臺北州	調查組合數	六	四、三五二	四、八四九	六六、二九二	三九、六二六	三、七三三	三三、四四五	七、八二六	七〇〇	
新竹州	調查組合數	七	二、七三三	一、六七二	二五、〇〇〇	一五、一五二	二、一五五	八、一九九	一、九八三	六三三	
臺中州	調查組合數	七	四、四三七	四、二六九	四、一三五	二九、二九七	三、九三七	一三、四六六	三、三四七	九五三	
臺南州	調查組合數	八	五、二九八	四、九四八	五、一五九	三八、〇五五	二、六七二	一七、三九〇	二、四八〇	一、二一六	
高雄州	調查組合數	五	二、七三四	三、八五九	四、六八一	三三、四四三	一、八一五	一三、二三四	三、四九五	七九七	
六三											

花蓮港廳	一九	七二	五〇一	六、五八〇	五、九三五	二、二〇四	二、三三九	一、五八	一、八四
臺東廳	六	一〇三	一〇五	一、五〇九	八八三	一〇	六六一	五一	六六
澎湖廳	六	一〇五	一五二	八四四	五五七	一	四三八	四三	一五
計	三六九	二〇、五三三	二〇、三三九	二二〇、三三三	一六、一、九五〇	二六、五三七	七、〇三六	一九、二七四	四、四四六

六四

### 一〇、樺太産業組合協會

- 1、所在地 樺太豊原市樺太廳農務課内
- 2、電話 豊原二〇八八
- 3、代表者 會長 大津敏男
- 4、設立年月日 昭和六年六月二十八日
- 5、區域 樺太
- 6、構成員 産業組合及同聯合會を正會員とし他に賛助會員を有して會を構成す
- 7、目的 産業組合及産業組合聯合會の普及發達を圖るを以て目的とす
- 8、事業

- 一、産業組合及同聯合會の設立を奨勵斡旋すること
- 二、組合及聯合會に關し指導を爲すこと
- 三、組合及聯合會並其の職員に關し表彰を行ふこと
- 四、組合及聯合會相互の聯絡を圖り事業執行上の便宜を與ふること
- 五、組合及聯合會に關する講習、講話、活動寫眞會等を行ふこと
- 六、組合及聯合會に關する調査、監査を行ふこと
- 七、組合及聯合會に關する書籍を發行すること
- 八、會員の質問に應ずること
- 九、會報を發行すること
- 十、組合及聯合會の事業に關し仲介斡旋を爲すこと
- 十一、産業組合關係常務役職員の共濟事業を行ふこと
- 十二、前各號の外本會の目的を達するに必要な事項
- 10、機關紙 樺太産業組合報
- 11、概況

△最近五ヶ年間經費收支豫算比較表

年度別	收入之部	支出之部
昭和十三年	一一、一九七	一〇、三〇六
" 十四年	一九、二三三	一八、六二二
" 十五年	一六、五三〇	一四、五二九
" 十六年	一八、二九八	一八、八六二
" 十七年	二五、六六〇	二五、六六〇

△最近五ヶ年間一般概況比較表

年度別	所屬團體數	徵收會費	預ヶ金現金	借入金	諸積立金
昭和十三年度	七八	四、七〇七圓	一、四六八圓		二七一圓
" 十四年度	八三	五、一一八圓	一、九六九圓		七二三圓
" 十五年度	八六	五、六八七圓	五、三二一圓		一九五圓
" 十六年度	八一	六、二七七圓	一六、五六二圓		五二八圓
昭和十七年六月末	八一	四、五三四圓	四、五六三圓		八六圓

全島概況

種別	組合調查組合員數	組合數	出資口		運轉		貯蓄		計	
			出資金	拂込濟出	借入金	貯蓄金				
市街地組合	三	三	八、二五八	八七、三三三	三、九六六	一、〇六三	三、二七三	五、六八〇	二五、八七〇	
農村組合	四九	四九	一〇、三六八	三、八〇〇	一、三三三	七〇、〇九〇	二、六、三三三	一、九、二、五五五	一、六、九、九三三	
特殊組合	一五	九	一、四〇四	三、五七三	一、五五〇	二、九、四八	五、七九八	五、三九七	四、二、三三三	
合計	七五	七五	一九、九三〇	九三、七〇六	六、八五五	七二、〇五二	一、四、七、八八	一、四、七、八八	三、九、二、一六二	
種別	預金	餘裕	有價證券	現金	計	剩餘金	貸付金	販賣高却	購買品賣却	利用料
市街地組合	八、二五八	三〇一、〇〇〇	四、〇三〇	二、四八八	八、八六六	四、八八五	三、三、八九八	八、二、五五五	〇、〇三〇	一、三、一九〇
農村組合	四九、八、三六六	一九、四四〇	二、五三三	四、四一七	七、一、二四三	△三、四七六	一、三、五、八二四	二、三、五、四三	四、五〇五	四、四九三
特殊組合	一、三、一五二	一、九〇〇	八、五三三	一、四三三	一、四、六五五	七、八六四	一、六、三九〇	七、〇、八六五	一、三、三、七九八	一、三、三〇〇
合計	八、七、六、七九	三三、四三〇	六、九、一、四九	九、八、〇、一、七三	二、九、〇、二、六六	九、五、八、六六	一、三、四、二、三三	二、九、三、三、四七	七、一、〇、六三〇	一、三、五、三、三六

一一、關東州金融組合聯合會

1、所在地 大連市大山通り一二交通銀行跡

- 2、電 話 大連二一三五三三
- 3、代 表 者 理事長 森岡謹一郎
- 4、設立年月日 昭和四年九月五日
- 5、區 域 關東州
- 6、構 成 員 會員は金融組合に限る
- 7、目的、事業

本會は左の事業を營むことを以て目的とす

- 一、所屬會員に必要な資金を貸付けること
- 二、會員より預り金を爲すこと
- 三、會員に對し業務上の指導をなすこと
- 四、會員相互の聯絡及業務上の便宜を計ること
- 8、概 況

關東州金融組合聯合會概況 (昭和十八年八月末現在)  
 ▲金融組合聯合會

運轉資金 (單位圓)		八 月 末		昭和十七年八月末	
會 員 數	一一	一一	一一	一一	一一
出 資 金	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
諸 準 備 金	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
前年度繰越金	六、〇五〇	六、〇五〇	四、八六〇	四、八六〇	四、八六〇
借 用 金	一、五八八、九九八	一、五八八、九九八	一、八三二、五七二	一、八三二、五七二	一、八三二、五七二
預 り 金	一一三、八〇一、〇六〇	一一三、八〇一、〇六〇	一六、二八三、九六一	一六、二八三、九六一	一六、二八三、九六一
職員身許保證金	一九、六二八	一九、六二八	一五、五四四	一五、五四四	一五、五四四
特別給與基金	五九、七四六	五九、七四六	三八、九八六	三八、九八六	三八、九八六
假 受 金	五、八一六	五、八一六	一、二七九	一、二七九	一、二七九
利 益 金	三二七、六九四	三二七、六九四	二四三、〇三八	二四三、〇三八	二四三、〇三八
合 計	二六、一一二、九九二	二六、一一二、九九二	一八、七一〇、二四〇	一八、七一〇、二四〇	一八、七一〇、二四〇
資 金 運 轉 (單位圓)					

貸付金 八月末 九、三六二、九八三  
 預け金 一五、九八二、九三九

昭和十七年八月末  
 七、五四三、三八四  
 一〇、九一一、六七七

▲都市金融組合  
 運轉資金 (單位圓)

八月末

昭和十七年八月末

組合員數 六、八二八  
 出資金 二八五、四八〇  
 諸準備金 一、〇一〇、七〇〇  
 配當金 一〇、三二一  
 前年度繰越金 一九、三五四  
 借用金 一、三五五、七六九  
 預り金 二八、五三三、八三四  
 職員身許保證金 九八、〇七〇

六、四三一  
 二六七、〇四〇  
 八〇六、八〇〇  
 九、四六七  
 一七、三〇一  
 二、〇五九、五二五  
 二〇、四一四、七九九  
 七五、一七三

假受金 一七、八一九  
 雜勘定金 一二、二一八  
 利益金 三一六、七四〇  
 合計 三一、六六〇、三〇五

一七、七〇一  
 二二一、一七二  
 一三、八八八、九七八

資金運轉 (單位圓)

八月末

昭和十七年八月末

拂込未済出資金 二、二五九  
 貸付金 八、五七六、〇五〇  
 預け金 二二、九九八、〇一〇  
 聯合會出資金 八〇、〇〇〇  
 假拂金 八八、〇八八  
 所有物 一五二、六〇〇  
 損失金 三五一、三八二  
 現金 四一一、九一六

三、三六六  
 七、七五一、〇二九  
 一五、四一一、一四五  
 八〇、〇〇〇  
 六五、二九四  
 一五五、六〇〇  
 一八四、四〇四  
 一八九、八五八



合 計 三一、六六〇、三〇五

▲村落組合

運轉資金 (單位圓)

八 月 末

組合員數	三五、三七一
出 資 金	三九二、七四〇
諸 準 備 金	一、二〇五、一〇〇
配 當 金	二一、六〇五
前年度繰越金	三三、〇一四
借 用 金	五、七五〇、〇〇〇
預 り 金	九、一三〇、〇〇五
職員身許保證金	一一三、五二八
假 受 金	一、一一九
雜 勘 定	一、二二五

二二、八八八、九七八

昭和十七年八月末

組合員數	三二、九四一
出 資 金	三六八、六七〇
諸 準 備 金	一、〇六四、一〇〇
配 當 金	一五、九七三
前年度繰越金	三一、三〇六
借 用 金	四、六一〇、〇〇〇
預 り 金	五、九六九、〇九一
職員身許保證金	九九、七七七
假 受 金	八六二
雜 勘 定	一

七二

利 益 金 計 二六一、三五八  
一六、九〇九、六九四

資金運轉 (單位圓)

八 月 末

拂込未済出資金	一〇一、五六九
貸 付 金	一二、七〇九、七三九
預 ケ 金	三、三二七、一二〇
聯合會出資金	一六〇、〇〇〇
假 拂 金	三九、七二〇
所 有 物	九九、一五七
損 失 金	二三三、一六九
現 金	二三九、二二〇
合 計	一六、九〇九、六九四

二〇八、六七二  
一一、三六八、四五二

昭和十七年八月末

拂込未済出資金	一〇五、三五八
貸 付 金	一〇、一八五、二四九
預 ケ 金	一、四四〇、一五九
聯合會出資金	一六〇、〇〇〇
假 拂 金	三二、九〇五
所 有 物	一〇〇、六五七
損 失 金	一六四、三〇四
現 金	一七九、八一九
合 計	一一、三六八、四五二

七三

### 一一一、滿洲農業信用組合

- 1、所在地 大連市羽衣町一番地 市場ビル内
- 2、電話 大連三一二四五
- 3、代表者 理事 田井和平
- 4、設立年月日 昭和十一年八月十一日
- 5、區域 關東州、滿洲國
- 6、構成員 關東州及び滿洲國內に於て自ら農業を営む邦人の團體を以て組織す
- 7、目的 本組合に有限責任とし關東州及び滿洲國內に於て自ら農業を営む邦人の團體を以て組織するを目的となす
- 8、事業 本組合は滿洲に於ける邦人農業の振興を圖る爲左記事業を営む
  - 一、組會員の生産に要する資金の貸付及組會員の預金の取扱
  - 二、組會員の生産に要する物品の購買又は斡旋
  - 三、組會員の生産物又は斡旋

### 四、其他本條の目的を達成する爲に必要な事項

- 9、機關誌 信組月報
- 10、概況
  - イ、會員 所屬團體 四一
  - ロ、概況
 

<p>(昭和十八年八月末)</p> <p>出資金 普通 七九四、六五〇</p> <p>          特別 四三、七五一</p> <p>借入金 三一七、九〇七</p> <p>諸積立金 四七、〇〇二</p> <p>貸付金 五二六、八五三</p> <p>購買品扱高 三五、〇〇三</p> <p>經費收支豫算</p>	<p>(前年九月末)</p> <p>六六九、九〇〇</p> <p>三一、五〇四</p> <p>二四二、三二五</p> <p>四二、九二五</p> <p>四四七、七四一</p> <p>一八、三六〇</p>
---	---

滿鐵補助金	二六、八五〇	七六
收入利息	三八、六九二	二五、九五〇
手数料	二、七五一	三四、五八二
支出		一、七四二
支拂利息	三、八五八	六、五三八
人件費	一五、四四一	一四、八一〇
物件費	六、九七〇	五、二三〇

△滿洲國

一、興農合作社中央會

- 1、所在地 新京特別市興仁大路一〇四  
(東京駐在事務所 麴町區有樂町一ノ一一 中農會館 電話丸ノ内(2)二五五)
- 2、電話 二一六六二一
- 3、代表者 理事長 松島 鑑

- 4、設立年月日 庚德七年四月十日
- 5、根據法 興農合作社法
- 6、區域 滿洲國
- 7、構成員 興農合作社及興農合作社聯合會
- 8、目的 興農合作社中央會は合作社及聯合會の普及發達を圖り會員相互間の聯絡を緊密にして其の業務遂行を圓滑ならしむるを以て目的とす
- 9、事業 本會は其の目的達成上左の事業を行ふ
  - 一、會員の指導及便宜の供與
  - 二、會員に對する資金の貸付
  - 三、會員よりの預金の受入
  - 四、會員の監査
  - 五、會員の職員の養成及訓練
  - 六、合作社及聯合會の發達に必要な研究及調査
  - 七、特に主管大臣より命せられたる業務

本會は會員に非らざる者より預金の受入を爲すことを得

10、機關誌 興農

11、概況 (康徳十年五月末日)

一、機關

種別	金額	種別	金額
中央會	一	聯合會	一九
合作社	一八七	支社	二九五
辦事處	二、二〇五	興農會	二九、九〇二
農產物交易場	六七一	家畜交易市場	二〇四
水產交易場	一七二	農山加工場	一二
水產加工場	六	其他加工場	四
二、準備金 五月末			
中央會	二、四二三(千圓)	聯合會	五六九
合作社	八、四八八		

五、借入金 五月末

計 一一、四八〇

種別	金額	種別	金額
中央會	二、四四四	聯合會	二、四四四
政府貸付金借入金	七、三六二	合作社	三、三〇〇
固定施設資金借入金	一、二五五		
長期普通借入金	四四九		
長期特別借入金	一、三一五		
短期普通借入金	五、四四九		
短期特別借入金	二二四、二三〇		
特殊借入金	一三、二七八		
計	二七五、三〇五		
(註) 特殊借入金は二月末現在とす	二、八二一		
六、中央會預り金及預託金 五月末	二、八二一		

會員預り金	二二六	三〇、九六九
會員外預り金	一	四、二二〇
會員預託金	三〇三	四〇、一三八
計	五三〇	七五、三二七

七、貸付金 五月末	中央會	合作社
政府貸下金貸付金	二、四四四	一、五六〇
長期貸付金	四六、九一七	一三三、四〇九
短期貸付金	二一九、六七九	九、五〇五
特別貸付金	一四、五九三	一、八一六
特殊貸付金	一	四、一七三
員外貸付金	三、〇〇〇	一五〇、四六三
計	二八六、六三三	

(註) 合作社分には四月末現在とす

八、貯金概況 四月末	社員	員外	公金	計
各種定期	一六、七七九	六七、四四六	六、六七一	九〇、八九六
各種當座	一八、五一五	四二、八二七	四六、四五八	一〇七、八〇〇
其他	一	一	一	一
計	三五、二九四	一一〇、二七三	五三、一二九	一九八、六九六

一〇、購買概況	取扱金額	種別	取扱金額
種別	取扱金額	種別	取扱金額
生産用品	三三、八一五	統制品	四五、八八五
専賣品	六、〇八九	其他	五、三七四
計	九一、一六三		

(註) 興安南省及興安北省を除く

一一、販賣概況	受託販賣高	買取販賣高
	七、三七八	五九、七九〇

代理收買高

七七、七〇五

計

八二

一四四、八七三

(註) 何れも金額は千圓單位とす

## 一、商工金融合作社

- 1、所在地 新京特別市八島通り四一ノ二
- 2、電話 新京二一五九四五
- 3、代表者 理事長 高木鏡二
- 4、設立年月日 康徳十年二月一日
- 5、根據法 商工金融合作社法
- 6、區域 滿洲國
- 7、構成員 社員は市街地に於て商工業を営む者に限る但し合作社必要有りと認むるときは商工業者以外の者と雖も市街地に於て獨立の生計を営む者を其の社員と爲すことを得
- 8、目的 商工金融合作社は市街地に於ける中小商工業者を社員とし政府の施策に即應

して其の金融の圓滑を圖り以て國家經濟の發展に資するを以て目的とす

## 9、事業

合作社は左の業務を行ふ

- 一、社員に對する資金の貸付及手形の割引
- 二、社員の預金又は定期積金の受入
- 三、社員の爲にする爲替取引
- 四、經濟部大臣の認可を受け社員に非らざる者より預金の受入を爲し又は社員に非らざる預金者の爲にする爲替取引を爲すことを得
- 五、其の目的達成上必要ある場合に限り經濟部大臣の認可を受け社員又は社員に非らざる中小工業者を以て組織する團體に對し資金の貸付を爲すことを得
- 六、其の目的達成上特に必要あるときは經濟部大臣の認可を受け前三條に掲ぐる業務以外の業務を行ふことを得

## 10、機關紙 商工金融合作社報

## 11、概況

▲商工金融合作社概況 (昭和十八年五月末現在)

資產負債表

種類	金額	種類	金額
土地	一、七五、八四圓	預金部資金貸付金	一四九、八九五
建物	四、八九〇、二〇八	長期證書貸付金	六五、〇〇〇
什器	三七、三三〇	短期證書貸付金	七三、一五六
有價證券	二七、二五〇、三三九	手形貸付金	六、四四、一四三
(貸出金)	(二五、二六八、四八三)	當座貸越	一五、七六、八五
割引手形	五〇六、二四八	特別當座預ケ金	七二、五九五
團體貸付金	一、七〇三、二四	振替貯金	七二、五九五
特別貸付金、(本社)	八、八五〇、〇〇〇	現支	六五、四九二
假拂金	四、〇七一、八八二	合計	三、九七八、三九九
共同出資預託金	四、八〇〇、〇〇〇	前月未合計	二七、八九四、三三三
(現金及預ケ金)	(八、五〇〇、二六〇)		三四、五〇八、九九九

當座預ケ金	三、九〇四、四三二	對前月増減	三、三八五、三四四
政府出資金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	通知預金	二、〇九六、六〇〇
法定準備金	六〇九、五五六	据置預金	五、三〇六、四八八
特別準備金	三三三、五五六	定期積金	一八、四四二、八六四
(借入金)	一四、八五八、五五五	職員身元保證金	六〇四、八六三
政府貸下基本金	四六八、〇〇〇	退職手當基金	三三〇、〇四一
政府貸下資金借入金	四四四、五八五	給付補填備金	四九三、四三三
預金部資金借入金	三三四、〇〇〇	假受金	九二七、四三〇
借入金	一一、七〇〇、〇〇〇	前期繰越金	七七七、七八八
當座借越	一、九一二、〇〇九	差引損益	三、三五九、〇四〇
(預金及定期積金)	(二八四、九〇三、九九三)	支社	七〇七、〇六一
定期預金	六、三五七、一七六	合計	二七、八九四、三三三
當座預金	二〇、三三〇、一六八	前月未合計	三四、五〇八、九九九

特別當座預金

四、三七〇、六九四

對前月増減

三、三六五、三四四

八六

### 三、滿洲國消費組合

- 1、所在地 新京特別市北安路三〇二
- 2、電話 新京二一六、三三三
- 3、代表者 理事長 古海忠之
- 4、設立年月日 康德八年九月
- 5、區域 滿洲國
- 6、構成員 本組合は左の各號の一に該當する者を以て構成す
  - 一、官公署に奉職する者
  - 二、特殊會社準特殊會社に奉職する者
  - 三、特殊團體に奉職する者
  - 四、前各號の外特別の事情あり理事長に於て適當と認めたる者
- 7、目的 本組合は協同互助の精神に則り組合員の經濟生活の向上發達と厚生を企圖す

8、事業 本組合は其の目的を達成する爲左の事業を行ふ  
 ると共に國策に順應して社會經濟の公正なる運営に寄與するを以て目的とす

- 一、組合員の日常生活向上に必要な設備を設け之を利用せしむること
- 二、組合員の生活向上に必要な設備を設け之を利用せしむること
- 三、組合員の經濟生活の改善向上を圖る爲之を利用せしむること
- 四、其他組合員の福祉増進を圖る爲必要な事業を營むこと
- 五、前各號の事業の遂行に必要な投資、融通其他之に付帶する事業を爲すこと

9、概況 康德八年(昭和十五年度) (概數)

支部數	一七圓	組合員及家族數	四一〇、〇〇〇
配給所數	八〇	出資金	一、四七八、〇〇〇
組合員數	一〇、八〇〇	配給高	四八、〇九六、〇〇〇

### 四、滿鐵生計組合

- 1、所在地 奉天市大和區松島町二一 鐵道總局第二分館

八七



2、電話

(東京事務所 麴町區丸ノ内ビルディング三階(電話丸ノ内<sup>(23)</sup>三八五七) 春日局二六五五)

3、代表者

理事長 土肥 顯

4、設立年月日

昭和十五年十月一日

5、構成員

本組合の組合員は分配區域内に居住する會社社員及組合従事者に限る  
前項該當者は凡て本組合に加入するものとす

6、目的、事業

第一項該當者に非らざるも理事長に於て特別の事情ありと認めたる場合は準  
組合員として本組合より物品の分配を受くることを得

本組合は南滿洲鐵道株式會社の指揮監督下に會社従業員の爲に日常生活に必要な物品を購入  
又は生産し之に加工し又加工せずして會社従事員に分配するを以て目的とす

7、機關誌

滿鐵生計組合報

8、概況 (概數)

組合員數

三〇〇、〇〇〇名

直營食堂

六一

家族數	七五〇、〇〇〇	配給高	一五〇、〇〇〇千圓
勞工	一、〇〇〇、〇〇〇	使用資本	六〇、〇〇〇
分配所數	一九六		

### 五、滿洲拓植公社

1、所在地

新京特別市興仁大路四〇七

(東京支社 麴町區内幸町大阪ビル内電話丸ノ内<sup>(23)</sup>七六八七)

2、電話

新京本局二六一一

3、代表者

總裁 二宮治重

4、設立年月日

康德四年八月三十一日

5、根據法

滿洲拓植公社の設立に關する件協定

6、構成員

本公社の株式は記名式とし日滿兩國政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が兩國の國民又は法人以外

の者に屬せざるものに限り之を所有することを得るものとす

7、目的、事業

本公司は滿洲國に於ける移住を助成し滿洲國々土の開発を爲す爲業務を營む事を以て其の目的とす

- 一、開拓地の建設及經營に關する助成補導
- 二、開拓民に必要な資金の貸付
- 三、開拓民に必要な物資の配給
- 四、開拓地生産物の販賣斡旋
- 五、開拓用地の取得、管理及處分
- 六、開拓民に必要な事業に對する出資及金融
- 七、前各號の事業に付帶する業務
- 9、機關紙 開拓通信

▲開拓協同組合、同聯合會概要

(1) 開拓協同組合

1、目的 組合は廢止せられたる開拓團の産業及經濟上の事業を承繼し組合員の相扶共助に依り其福利を増進するを以て目的とす

2、事業 組合は組合員の爲に左の業務を行ふ(法第十三條)

- 一、産業及經濟に必要な資金の貸付及貯金の受入に關する業務
  - 二、生産及加工に關する業務
  - 三、生産物及加工品の販賣に關する業務
  - 四、産業及經濟に必要な施設の共同利用に關する業務
  - 五、産業及經濟に必要な施設の共同利用に關する業務
  - 六、土地の管理及改良に關する業務
  - 七、農事の改良發達及指導獎勵に關する業務
  - 八、共済に關する業務
  - 九、前各號の外興農部大臣の認可を受けたる業務
- 3、根據法 開拓協同組合法

4、構成と區域 區域 街、村

組合員 區域内に於て獨立の生計を営む日本人、内地人開拓民(當然加入)其他

管理 組合長、副組合長各一、監事二

(2)、聯合會

1、目的 聯合會は會員の業務の發達を圖り會員相互間及會員と滿洲拓植會社との間の連絡を緊密ならしむるを以て目的とす(法第七十六條)

2、事業 聯合會は會員の爲に左の業務を行ふ(法第七十九條)

一、會員の指導に關する業務

二、産業及經濟に必要な資金の貸付及貯金の受入に關する業務

三、生産及加工に關する業務

四、生産物及加工品の販賣に關する業務

五、産業及經濟に必要な物の購入及配給に關する業務

六、産業及經濟に必要な施設の共同利用に關する業務

七、農事の改良發達及指導獎勵に關する業務

八、前各號の外興農部大臣の認可を受けたる業務

3、根據法 開拓協同組合法

4、構成と區域

區域 縣、旗

構成 區域内開拓協同組合

5、管理 會長、理事長、理事二名以内、監事二名以内

10、開拓協同組合一覽

(1)、聯合會

事務所所在地

設立年月日

會長

三江省開拓協同組合聯合會

三江省佳木斯市協和大街滿拓公社佳木斯地方事務所

康德七年十一月一日

畑 勇三郎

東安省 同

東安省密山縣東安街福民大街滿拓公社東安地方事務所

康德七年十一月一日

田中 孫平

(2)、開拓協同組合組合數 六〇

# 中華民國

## 一、華北合作事業總會

- 1、所在地 北京特別市二區舊刑部街二六號
- 2、電話 代表(2)四三〇四、四三〇五  
理事長 王蔭泰
- 3、代表者 理事長 王蔭泰
- 4、設立年月日 民國三十年十二月十六日
- 5、根據法 華北合作事業總會暫行條例
- 6、區域 北支
- 7、構成員 本會の會員は普通會員及特別會員の二種とす  
普通會員は華北に於ける合作社聯合會並に特別會員は華北政務委員會及中國聯合準備銀行に限るものとす  
本會は華北に於ける民生の向上農業の發達を圖り以て華北の經濟全般の健全
- 8、目的

なる發展に資する爲合作社金融の確立並に合作社及合作社聯合會の普及、發達及連絡を圖るを以て目的とす

## 9、事業 本會の行ふ業務左の如し

- 一、普通會員に對し各種貸付手形の割引又は當座貸越を爲すこと
  - 二、普通會員の爲め爲替業務を爲すこと
  - 三、普通會員より各種預り金を爲すこと
  - 四、合作社及合作社聯合會の設立を指導獎勵すること
  - 五、合作社及合作社聯合會に對し運營指導を爲すこと
  - 六、合作社及合作社聯合會に對し監査を爲すこと
  - 七、合作社及合作社聯合會の役職員の養成訓練を爲すこと
  - 八、合作社及合作社聯合會相互間並關係機關との聯絡を圖ること
  - 九、合作社及合作社聯合會の普及發達に必要な調査及研究を行ふこと
  - 十、前號の外本會の目的達成に必要な事業
- 10、機關誌 華北合作

11、概況 (民國三十一年十二月末)

會 員 數	特別會員	華北政務委員會	1	民國卅一年十二月末
	中國聯合準備銀行	1	民國卅一年十二月末	
	普通會員	省 聯合會	4	
	縣 聯合會	239	6	
計		245	257	
出資金(一〇、〇〇〇口)		5、〇〇〇(千圓)	5、〇〇〇(千圓)	
下付基本金		—	200	
借 入 金		—	33、903	
預 付 金		—	210、842	
貸 付 金		540	36、519	
預 け 金		1、889	253	
購 買 高		—	8、119	

販 賣 高

七、〇八五

▲華北合作社各省概況 (民國卅一年八月末現在)

省 別	縣 聯 數	合 作 社 數	社 員 數	出 資 股 數	出 資 總 額	已 繳 額	未 繳 額
河 北 省	一六	九、五二五	1、111、005	1、100、401	2、545、101.90	2、087、503.66	4、55、990.24
山 西 省	空	五三〇	三三六、八二六	一四九、五五五	七三、一五六.〇〇	五三、三七三.〇〇	170、七三三.〇〇
山 東 省	二〇	三六四	一七三、八二九	三三、100	四六四、八三三.〇〇	三〇1、七四五.〇〇	一六三、〇八七.〇〇
河 南 省	二〇	一、五五五	一五四、一七一	一八、一八一	四、五七、八六〇.五〇	三〇五、七四四.六〇	一五二、一一五.九〇
合 計	三三	二、九五四	二、六七四、八三三	一、七七〇、三三七	四、一七〇、九五四.〇〇	三、三三七、三六五.二六	九四三、五八五.一四
蘇 淮 地 區	—	—	—	—	—	—	—
青 島 市	—	—	—	—	—	—	—

一、中支合作社指導委員會 (中支合作社概況)

沿革 昭和十三年八月軍工作として合作社組織が開始され「合作社組織の方針」を基本とし十四年四月興亞院が指導に参加し後在上海帝國大使館事務所内に中支合作社指導委員會(委員長公使田尻愛儀氏)が設置され、軍、官、民の一致した積極的指導に依り合作社運動は全面的に發展した。

昭和十八年九月一日、全合作社の指導監督を日本側より國民政府に移管し、日華合作により新に中支合作社指導委員會が設けらるゝ筈である。之が中支に於ける合作社の中央機關たるものである。

組織狀況 中支合作社は指導系統組織を本社(全體組織)―支社(縣又は市)―分社(區又は郷鎮組織)を設けて居る。此の組織狀況左の如し

▲中支合作社組織概況

年度別	昭和十五年	昭和十六年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十七年
種別	十二月末	六月末	十二月末	六月末	十一月末
支社	四一	四五	五三	五四	六一
分社	七一	一三六	三二八	三九五	五九〇
社員數	四六、六八〇	八七、七五七	二二六、四六七	四二七、九一六	八五二、六九四

▲中支合作社事業運用資金概況

年度別	昭和十五年	昭和十六年	昭和十六年	昭和十七年
種別	十二月末	六月末	十二月末	六月末
拂込濟出資金	一、六〇〇圓 一、三四五、八七〇圓	一〇、二七三圓 一、三四、三三六圓	一八、五七〇圓 一、九六、四六六圓	三九、六五〇圓 二、八六、八八一圓

種別	昭和十五年	昭和十六年	昭和十六年	昭和十七年
年度別	十二月末	六月末	十二月末	六月末
諸積立金	五八、五〇五圓 四八六、七六六圓	一八一、九八一圓 五七三、七九九圓	一七三、六七五圓 五九七、八五九圓	三〇六、〇三二圓 九六一、五〇六圓
借入金	二九六、五五五圓 四三三、四〇〇圓	四三六、五九五圓 一、〇一八、七〇〇圓	四四〇、八七〇圓 八九五、〇六二圓	七二四、四六六圓 一、七九、一四三圓
貯金	六、二二二圓 八、三二五圓	一五、一八〇圓 六五、四四四圓	三三、〇四九圓 七五、八七五圓	六一、五六一圓 一、四一、〇二五圓
其他	四、九三二圓 五、九三〇圓	六四三、八八八圓 二、九三三、三九九圓	一、四三三圓 二〇八、九三三圓	一、三三、七八三圓 六、七六、四七五圓
計	三七〇、八三三圓 二、三三一、三三三圓	六四三、八八八圓 二、九三三、三九九圓	一、四三三圓 二〇八、九三三圓	一、三三、七八三圓 六、七六、四七五圓

▲中支合作社事業概況

種別	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年
年度別	十二月末	十二月末	六月末
販賣額	三六九、八〇〇圓 一八、七七、九〇五圓	七、八、六〇五圓 三〇、五〇八、六三六圓	一、〇四五、七九六圓 二、四五四、一九九圓
配給額	三、一三〇、一三三圓 七、三三八、二七〇圓	五、五七三、〇〇四圓 一、五〇五、九三三圓	七、三九七、八三〇圓 二、五三八、六五五圓
貸出額	四九、九二一圓 四三三、〇八八圓	二〇九、一六五圓 四九、〇三三圓	一、三三三、三三三圓 三五一、一三八圓
貯金額	一、〇九、一七九圓	一、七九、〇五五圓	六、一、五六七圓

摘 要

米、小麥、雜穀、棉花、麻、野、菜、蛋類、羊毛、皮革、牲畜等  
 燐寸、煙草、棉糸、雜貨等

利用料	二〇、八八圓	五七、〇三圓	三、五三圓	運輸、醫療施設、農機具の共同利用、精米、製
保管料	二、七六元	一〇八、七九元	七〇、七八元	粉工場
合計	三、五九、五二圓 二六、五八、〇三圓	六、三九、五二圓 四七、一五、二三元	三、四〇〇圓 七五、二〇六元	倉庫業務

### 二、市街地信用組合統制會

- 1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ二
- 2、電話 丸ノ内(2)二五五一
- 3、代表者 理事長 元尾光輝
- 4、設立年月日 昭和十七年五月十四日
- 5、根據法 金融統制團體令
- 6、區域 全國
- 7、構成員 市街地信用組合
- 8、目的 本會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲市街地信用組合事業の機

能の一體的發揮を圖るに必要な指導統制を行ひ且市街地信用組合事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

### 9、事業

- 一、市街地信用組合の行ふ資金の吸收及運用に關する指導統制
- 二、市街地信用組合事業の整備の促進
- 三、市街地信用組合事業の機能の増進
- 四、市街地信用組合事業と産業との關係の緊密化の促進
- 五、市街地信用組合事業に關する調査及研究
- 六、本會の目的を達成するに必要な事業

### 10、概況

#### 昭和十八年度主要事業

國家の總力を擧げて聖戰の目的完遂に邁進するの秋國民貯蓄の増強、國債及生産力擴充資金の供給確保、庶民金融の改善等市街地信用組合の任務は眞に重大なるものあり、仍て本會は市街地信用組

合の一層健全なる發達と一體的機能性の發揮を圖り以て國策の遂行に寄與する様特に本年度左記各項の事業を爲さんとす

記

- 一、市街地信用組合法に即應し組合の整備並運營の改善を圖ると共に組合機能の増進を期し以て戰時國策の遂行に寄與せしむる様指導するものとす
- (イ) 地區協議會を開催し市街地信用組合法の施行に伴ふ善後處置、機構の敷備、機能増進等に付協議研究を爲すものとす
- (ロ) 會員との連絡を一層緊密ならしむる爲懇談會、連絡會議等を開催し或は實地に付指導する等の方策を講ずるものとす
- (ハ) 經營の改善を圖り基礎の強化を期する爲經營實態の調査、經營研究會の開催をなすものとす
- (ニ) 事務の改善を圖り事務能率を向上せしむる爲事務改善委員會を設置する他事務研究會、簿記講習會を開催す
- (ホ) 特に經營の刷新を要する組合の振興を圖る爲人件費の助成實地指導等を爲す

二、貯蓄思想の涵養、新貯蓄方法の實施、貯蓄必成期間の制定、優良組合、貯蓄功勞者の表彰等を爲し貯蓄目標を必成せしむる様指導するものとす

- (イ) 講演會、演劇會、映畫會等を各地に開催し貯蓄思想の涵養を圖るものとす
  - (ロ) ポスター其の他印刷物の刊行、紙芝居の作成等を爲すものとす
  - (ハ) 貯蓄獎勵委員を設置し、各組合の貯蓄運動に協力せしむるものとす
  - (ニ) 新種貯金等を研究考案し貯金者の便宜を圖り且組合の活動を促す様指導するものとす
  - (ホ) 貯蓄成績の優良なる組合、特に功勞ありたる貯蓄獎勵委員の表彰を爲すものとす
  - (ヘ) 貯蓄吸收に特に努力せる組合、國民貯蓄組合の指導、組合員の生活指導等に努めたる組合に獎勵金を交附し其の勞に酬ゆると共に一層の努力を促すものとす
- 三、組合資金が國家の要請に即應して運用せらるる様指導し以て資金統制の圓滑なる實施を期するものとす

資金の吸收及運用の計畫化をなし自律的に國家目的に即應せしむる様指導するものとす

▲昭和十八年度收支豫算

收入

二二七(千圓)

支出

二二七

1011



内譯

收入之部

賦課金 九九(千圓)

寄附金 五二

支出之部

一、事務所費 九〇

三、其他 一五

助成金 三〇

雜收入繰越金 四七

二、事業費 一一二

全國市街地信用組合概況

年月	組合數	組合員數	出資金	拂込済諸積立	貯	金借入金	貸出金	預ケ金	有價證券	内國債
昭和三年	二二	二九,三〇,三〇五	六,三二	一五,九三	一六,三二	二七,五五	四三,六四	二六,五三		
十六年十二月	二七	二七,二八五,二九四	一七,六〇〇	八六九,六七三	二四,〇〇三	三三,五五	二五,五七	四三,六六	八五,二九	
十七年十二月	二六	二六,五七,六七一	一七,五三四	一,一九,九八	二〇,一四三	三五,五八	三五,九一	六六,九二	一八,一八	
十八年七月	二五	二五〇,五六,五八	一七,七七〇	一,四七,七七一	三三,七三三	三七,一六	四九,二八	四七,九三	三三,三六	八八

三、全國消費組合協會

- 1、所在地 東京都麴町區有樂町一ノ二一
- 2、電話 丸ノ内<sup>23</sup>二、五五一番
- 3、代表者 理事長 藤田逸男
- 4、設立年月日 昭和六年五月
- 5、區域 全國
- 6、構成員 正會員 消費組合及關係聯合組織  
贊助會員 本會の趣旨に賛成して入會したるもの  
消費組合の發展を期するを以て目的とす
- 7、目的、事業
- 8、概況 會員
- 地域組合 四九
- 職場組合 二九
- 聯合會、協會 四

▲全都市街地購買組合概況

年次	調査組合数	組合員数	出資総額	諸積立金	購買品	預(×)餘裕金	借入金	剩餘金
昭和十二年	一八三	二六五、一五八	三、九七〇、七五〇	二、〇七六、二二三	三八、〇〇四、五七七	六一七六、四八二	一、九三三、三五四	九三五、八〇三
十六年	二〇三	三八八、一五〇	七、二八六、〇三二	三、四三三、一八八	七〇、七五五、九七三	×一五、二二五、九二六	五、七九五、四三三	九四八、九六五

▲昭和十八年度活動方針並事業計畫

(一) 戦局の重大性に鑑み如何なる事態の變化に對しても即應し得る姿勢を保つ事  
 右は組合の組織形態よりするも、經營面よりするも、考究を要する處であるから、本會として  
 も此の方面の研究並に準備接渉を爲す必要がある。更に之が對策も自ら府縣毎に事情を異にし  
 て來るであらうから、本會の活動も當然府縣毎に組合毎に個々に展開する事が必要であらう。

(二) 全消協未加入組合の解消  
 全國消費組合の一元的組織機關を確立する事は急務である。それは消費者組織確立の輿論を育  
 成する爲に必要なものならず、更に左の活動を爲す上に缺く可からざるものである。

(イ) 農業團體に加入後の消費組合の地位確保

(ロ) 農業團體の中央部に市街地組合の指導機關を設置するゝ爲の運動

(ハ) 商工統制組合對策

(三) 町内會消費經濟部と消費組合との有機的連絡確保

(四) 職場購買組合の全面的活用と、職場向生活物資配給経路の確保の爲の運動

右に就ては模範的なる職場組合の實例を廣く發表し、更に購買會の事業に協力してその購買組  
 合化を援助す可きである

(五) 營養食事業確立の爲の運動

右に就ては特に中小商工下請工場等を對象とする場合の同事業の確立を計る可きである

(六) 滿洲國に於ける消費組合との連絡強化

右に就ては東亞協同組合協會とも連絡の上當方より滿洲國出張を必要とする

▲昭和十八年度收支豫算

收入

一三(千圓)

支出

一三(千圓)

923

159

報出控

期限 年 月 日

923 函 159 號 年 月

(書名) 東亞協同社叢書(第一輯)

東亞協同社分館函索

持許番號

氏名

冊

923  
159

昭和十八年十一月五日印刷  
昭和十八年十一月八日發行

非賣品

東京都麹町區有樂町一ノ十一  
東亞協同組合協會

編輯兼  
發行者  
清水宗兵衛

東京都麹町區麴町五丁目二番地

印刷者(東東二五)杉田弥太郎

東京都麹町區麴町五丁目二番地

印刷所  
杉田屋印刷所

東京都麹町區有樂町一ノ十一

發行所  
東亞協同組合協會

923  
159

